

No. 1 4

令和8年（6月）

第2回定例会議案  
参 考 資 料

熊谷市

## 目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 3 7 号 第 3 8 号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点	市民税課 資産税課 納税課	1
第 3 9 号	専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の主な改正点	保険年金課	2
第 4 1 号	熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民課	3
第 4 2 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課	4
第 4 3 号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	資産税課	20
第 4 4 号	熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表	スポーツタウン推進課	21
第 4 5 号	熊谷市立地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民活動推進課	25
第 4 6 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立妻沼図書館改修建築工事)	熊谷図書館 (契約課)	27
第 4 7 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	41
第 4 8 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事(2期))	教育総務課 (契約課)	58
第 4 9 号	籠原南三丁目地内公共施設用地(取得予定地) 位置図	施設マネジメント課	71
第 5 0 号	業者名及び入札結果 (災害対応特殊救急自動車)	警防課 (契約課)	72
第 5 1 号	業者名及び入札結果 (高度救命処置用資機材等)	警防課 (契約課)	73
第 5 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について	管理課	74
第 5 3 号	認定路線調書・位置図	管理課	75
第 5 4 号	廃止路線調書・位置図	管理課	77



専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の主な改正点

1 改正の概要

- (1) 低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の減額判定に係る所得の基準額の引上げを行ったもの
- (2) 子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、賦課限度額の規定等を新設したもの

2 改正の内容

(1) 改正

条項	改正前の内容	改正点	改正後の内容
第22条 第1項 第2号	【5割減額の判定基準額】 43万円+30万5,000円×(被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計に乗すべき金額の引上げ 30万5,000円 ⇒ 31万円	【5割減額の判定基準額】 43万円+31万円×(被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
第22条 第1項 第3号	【2割減額の判定基準額】 43万円+56万円×(被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計に乗すべき金額の引上げ 56万円 ⇒ 57万円	【2割減額の判定基準額】 43万円+57万円×(被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

◎第22条第2項の未就学児の減額も同じ基準となる。

※ 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度の被保険者となったことから国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、喪失後も継続して同一の世帯に属するものをいう。

(2) 新設

条項	改正内容	
第22条第5項	子ども・子育て支援納付金の新設に伴うもの	賦課限度額の規定
第22条第1項 第1号から第3号まで		18歳以上均等割額に係る低所得世帯軽減に関する規定
第22条第3項 第9号		出産被保険者軽減に係る18歳以上均等割額の減額に関する規定
第22条第4項		18歳に達する日以後最初の3月31日以前の被保険者に係る均等割額を減額する規定

議案第 4 1 号の参考資料

熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市印鑑条例（平成 1 7 年条例第 1 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 1 0 条 （略）</p> <p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する<u>個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機により前項の印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>	<p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第 1 0 条 （略）</p> <p>2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する<u>個人番号カード</u>（<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機により前項の印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>

熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条項	改正の内容																		
固定資産税	第63条	家屋及び償却資産に係る免税点の引上げ 令和9年度以降の年度分の固定資産税について、家屋及び償却資産に係る免税点を以下のとおり引き上げる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋</td> <td>20万円</td> <td>30万円 (+10万円)</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>150万円</td> <td>180万円 (+30万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※免税点・・・課税標準が一定の額に満たない場合に課税されないこととされている額</p>		現行	改正案	家屋	20万円	30万円 (+10万円)	償却資産	150万円	180万円 (+30万円)									
			現行	改正案																
家屋	20万円	30万円 (+10万円)																		
償却資産	150万円	180万円 (+30万円)																		
固定資産税	附則第10条の2	わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の見直し及び新設 以下の対象資産に係るわがまち特例の減額割合の見直し及び新設を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電設備のうち、総務省令で定めるもの（償却資産）</td> <td>2分の1 (現行：3分の2)</td> </tr> <tr> <td>出力が5,000キロワット未満の水力発電設備（償却資産）</td> <td>2分の1 (現行：3分の2)</td> </tr> <tr> <td>出力が1,000キロワット以上の地熱発電設備（償却資産）</td> <td>2分の1 (現行：3分の2)</td> </tr> <tr> <td>出力が10,000キロワット未満のバイオマス発電設備（償却資産）</td> <td>2分の1 (現行：3分の2)</td> </tr> <tr> <td>風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの（償却資産）</td> <td>5分の3 (現行：7分の6)</td> </tr> <tr> <td>風力発電設備のうち、以下のいずれかに該当するもの（償却資産） ①港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備 ②地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備 ③農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備された設備</td> <td>3分の2 (現行：4分の3)</td> </tr> <tr> <td>地熱発電設備（償却資産）（出力が1,000キロワット以上のものを除く。）</td> <td>3分の2 (現行：4分の3)</td> </tr> <tr> <td>政府の補助を受け以下のいずれかに適合する改修工事を行った一定の特別特定建築物 ①建築物移動等円滑化基準 ②建築物特定施設の構造及び配置に関する基準</td> <td>3分の1 (新設)</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	減額割合	太陽光発電設備のうち、総務省令で定めるもの（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)	出力が5,000キロワット未満の水力発電設備（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)	出力が1,000キロワット以上の地熱発電設備（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)	出力が10,000キロワット未満のバイオマス発電設備（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)	風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの（償却資産）	5分の3 (現行：7分の6)	風力発電設備のうち、以下のいずれかに該当するもの（償却資産） ①港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備 ②地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備 ③農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備された設備	3分の2 (現行：4分の3)	地熱発電設備（償却資産）（出力が1,000キロワット以上のものを除く。）	3分の2 (現行：4分の3)	政府の補助を受け以下のいずれかに適合する改修工事を行った一定の特別特定建築物 ①建築物移動等円滑化基準 ②建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	3分の1 (新設)
		対象資産	減額割合																	
		太陽光発電設備のうち、総務省令で定めるもの（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)																	
		出力が5,000キロワット未満の水力発電設備（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)																	
		出力が1,000キロワット以上の地熱発電設備（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)																	
		出力が10,000キロワット未満のバイオマス発電設備（償却資産）	2分の1 (現行：3分の2)																	
		風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの（償却資産）	5分の3 (現行：7分の6)																	
		風力発電設備のうち、以下のいずれかに該当するもの（償却資産） ①港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備 ②地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備 ③農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備された設備	3分の2 (現行：4分の3)																	
		地熱発電設備（償却資産）（出力が1,000キロワット以上のものを除く。）	3分の2 (現行：4分の3)																	
		政府の補助を受け以下のいずれかに適合する改修工事を行った一定の特別特定建築物 ①建築物移動等円滑化基準 ②建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	3分の1 (新設)																	

軽自動車税	第90条	障害者減免及び構造減免の継続に関する規定の整備							
		<p><b>【現行】</b> 軽自動車税を継続して減免を受けるためには毎年申請書を提出する必要がある、減免制度を利用する身体障害者等の負担が大きい。</p> <p><b>【改正案】</b> 令和9年度から、軽自動車税の障害者減免及び構造減免について、前年度に減免の決定がされている場合は、賦課期日時点の状況について市が職権により確認・調査を行い、減免要件に引き続き該当すると判断した場合は、当該年度の減免申請書の提出を不要とし、減免を継続する取扱いとする。</p> <p>＜継続減免の際の減免申請書の要否について＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">障害者減免</td> <td style="text-align: center;">必要あり</td> <td style="text-align: center;">必要なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">構造減免</td> <td style="text-align: center;">必要あり</td> <td style="text-align: center;">必要なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※障害者減免・・・障害のある方のために使用する軽自動車等で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けることができる制度</p> <p>※構造減免・・・車椅子の昇降装置などの特別な仕様により製造された軽自動車や、一般の軽自動車等で同様の構造変更が加えられたものについて、軽自動車税の減免を受けることができる制度</p>		現行	改正案	障害者減免	必要あり	必要なし	構造減免
	現行	改正案							
障害者減免	必要あり	必要なし							
構造減免	必要あり	必要なし							

熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市税条例（平成17年条例第63号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号<u>並びに第36条の3の3第</u></p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号<u>及び第36条の3の3第1</u></p>

改正案	現 行
<p>1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。)</p> <p>(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定によって控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者 (施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の (二) に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 ～ 9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者 (合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者 (法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業</p>	<p>項において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定によって控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者 (施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の (二) に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 ～ 9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者 (以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者 (合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者 (法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業</p>

改正案	現行
<p>専従者に該当するものを<u>除く。次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>専従者に該当するものを<u>除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であっ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定</u></p>	<p><u>て退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>

改正案	現 行
<p><u>の適用を受けるものに限る。)</u>の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2. <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>3. <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の</u></p>	<p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2. <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第</u></p>

改正案	現行
<p>3 第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。</p>	<p>3 17条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。</p>
<p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>3</u> (略)</p>
<p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>(固定資産税の免税点)</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p>
<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋</u>にあつては<u>20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>
<p>第90条 (略)</p>	<p>第90条 (略)</p>
<p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭</p>	<p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭</p>

改正案	現行
<p>和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。<u>ただし、前年度において前項第1号の規定により減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由があると市長が認めるときは、当該申請書の提出があつたものとみなす。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 <u>前項本文</u>の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認する</p>	<p>和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 <u>前項</u>の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために</p>

改正案	現行
<p>ために必要な措置を受けなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。<u>ただし、前年度において第1項第2号の規定により減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由があると市長が認めるときは、当該申請書の提出があったものとみなす。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12</u></p>	<p>必要な措置を受けなければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度<u>から令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7</u></p>

改正案	現行
<p>年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の</p>	<p>年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定</p>

改正案	現行																								
<p>確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>																								
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>																								
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>																								
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>																								
<p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p>	<p>第10条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p>																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号イ</td> <td><u>2分の1</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号ロ</td> <td><u>2分の1</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号ハ</td> <td><u>2分の1</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号ニ</td> <td><u>2分の1</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第2号</td> <td><u>5分の3</u></td> </tr> </tbody> </table>			法附則第15条第24項第1号イ	<u>2分の1</u>	法附則第15条第24項第1号ロ	<u>2分の1</u>	法附則第15条第24項第1号ハ	<u>2分の1</u>	法附則第15条第24項第1号ニ	<u>2分の1</u>	法附則第15条第24項第2号	<u>5分の3</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号イ</td> <td><u>3分の2</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号ロ</td> <td><u>3分の2</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号ハ</td> <td><u>3分の2</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第1号ニ</td> <td><u>3分の2</u></td> </tr> <tr> <td>法附則第15条第24項第2号</td> <td><u>7分の6</u></td> </tr> </tbody> </table>			法附則第15条第24項第1号イ	<u>3分の2</u>	法附則第15条第24項第1号ロ	<u>3分の2</u>	法附則第15条第24項第1号ハ	<u>3分の2</u>	法附則第15条第24項第1号ニ	<u>3分の2</u>	法附則第15条第24項第2号	<u>7分の6</u>
法附則第15条第24項第1号イ	<u>2分の1</u>																								
法附則第15条第24項第1号ロ	<u>2分の1</u>																								
法附則第15条第24項第1号ハ	<u>2分の1</u>																								
法附則第15条第24項第1号ニ	<u>2分の1</u>																								
法附則第15条第24項第2号	<u>5分の3</u>																								
法附則第15条第24項第1号イ	<u>3分の2</u>																								
法附則第15条第24項第1号ロ	<u>3分の2</u>																								
法附則第15条第24項第1号ハ	<u>3分の2</u>																								
法附則第15条第24項第1号ニ	<u>3分の2</u>																								
法附則第15条第24項第2号	<u>7分の6</u>																								

改正案		現行	
法附則第15条第24 項第3号イ	<u>3分の2</u>	法附則第15条第24 項第3号イ	<u>4分の3</u>
法附則第15条第24 項第3号ロ	<u>3分の2</u>	法附則第15条第24 項第3号ロ	<u>4分の3</u>
法附則第15条の9の 3第1項	(略)	法附則第15条の9の 3第1項	(略)
法附則第15条の11 第1項	<u>3分の1</u>		
<p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p> <p><u>(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) <u>法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p>(3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第</u></p>		<p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第10条の4 (略)</p>	

改正案	現行
<p><u>2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p> <p><u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p><u>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p><u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p><u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p><u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p><u>(5) 法附則第16条の3第3項の規定</u></p>	

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 <u>昭和63年度から令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令</u></p>	<p style="text-align: center;">現 行</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 <u>昭和63年度から令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令</u></p>

改正案	現行
<p>和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>	<p>和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 （略）</p>

議案第 4 3 号の参考資料

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 6 4 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 6 （略） （法附則第 1 5 条第 1 3 項本文等の条例で定める割合）</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;">法附則第 1 5 条第 4 0 項</td> <td style="border-top: 1px dashed black;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"><u>法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項</u></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"><u>3 分の 1</u></td> </tr> </table> <p>8 ～ 2 1 （略）</p>			法附則第 1 5 条第 4 0 項	（略）	<u>法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項</u>	<u>3 分の 1</u>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 6 （略） （法附則第 1 5 条第 1 3 項本文等の条例で定める割合）</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;">法附則第 1 5 条第 4 0 項</td> <td style="border-top: 1px dashed black;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </table> <p>8 ～ 2 1 （略）</p>			法附則第 1 5 条第 4 0 項	（略）		
法附則第 1 5 条第 4 0 項	（略）												
<u>法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項</u>	<u>3 分の 1</u>												
法附則第 1 5 条第 4 0 項	（略）												



議案第 4 4 号の参考資料

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立体育施設条例（平成 1 7 年条例第 1 1 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案

（業務）

第 3 条 体育施設は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本館、柔道場、剣道場、アリーナ、体育室、会議室、和室、放送設備、温水シャワー及び空調設備並びに附属設備の利用に関すること。

(2) （略）

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第 1 8 条 （略）

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第 1 から別表第 5 まで及び規則に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

（指定の取消し等の場合における管理）

第 2 2 条 第 1 6 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時に施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第 1 から別表第 5 まで及び規則に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 （略）

別表第 4（第 1 8 条関係）

熊谷市立江南体育館の利用料金の上限額

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 3 0 分～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分	午前 8 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
和室	(略)	(略)	(略)	(略)
空調設備	1 回につき 1 0 0 円			

備考

1～4 （略）

5 空調設備 1 回の利用時間は、1 時間とする。

6 （略）

別表第 5（第 1 8 条関係）

熊谷市立籠原体育館の利用料金の上限額

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 3 0 分～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分	午前 8 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分

## 現 行

(業務)

第3条 体育施設は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本館、柔道場、剣道場、アリーナ、体育室、会議室、和室、放送設備、温水シャワー及び空調設備の利用に関すること。

(2) (略)

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第18条 (略)

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第5までに定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(指定の取消し等の場合における管理)

第22条 第16条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、市長が臨時に施設の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第1から別表第5までに定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 (略)

別表第4 (第18条関係)

熊谷市立江南体育館の利用料金の上限額

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分～正午	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前8時30分～午後9時30分
和室	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～4 (略)

5 (略)

別表第5 (第18条関係)

熊谷市立籠原体育館の利用料金の上限額

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分～正午	午後1時～午後5時	午後5時30分～午後9時30分	午前8時30分～午後9時30分

会議室	(略)	(略)	(略)	(略)
空調設備	1回につき100円			

備考

1～4 (略)

5 空調設備1回の利用時間は、1時間とする。

6 (略)

会議室	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1～4 (略)

5 (略)

議案第 4 5 号の参考資料

熊谷市立地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案  
 新旧対照表  
 熊谷市立地域コミュニティセンター条例（平成 1 7 年条例第  
 1 2 5 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案					
(名称及び位置)					
第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称			位置		
熊谷市立妻沼東一丁目地域コミュニティセンター			(略)		
別表（第 5 条関係）					
施設名	室名	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
熊谷市立妻沼東一丁目地域コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

現 行

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊谷市立妻沼東一丁目地域コミュニティセンター	(略)
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	熊谷市妻沼東二丁目23番地

別表 (第5条関係)

施設名	室名	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
熊谷市立妻沼東一丁目地域コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	会議室	1,050円	1,050円	1,570円	3,670円

備考 (略)



業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立妻沼図書館改修建築工事			
工 事 場 所	熊谷市妻沼東一丁目1番地			
入 札 年 月 日	令和8年3月2日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
236,170,000 円	236,170,000 円	217,276,400 円		
う ち 消 費 税 等 の 額	入 札 書 比 較 価 格	最 低 制 限 価 格 の 100/110		
21,470,000 円	214,700,000 円	197,524,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	235,200,000 円	4	
2	松坂屋建材(株)	215,000,000	2	
3	(株)ケージーエム	215,580,000	3	
4	(株)時田工務店	194,600,000		失格
5	大和建设(株)	249,000,000	5	
6	(株)アケボノ	209,000,000	1	落札
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消 費 税 等 の 額	合 計
(株)アケボノ	209,000,000 円	20,900,000 円	229,900,000 円

1 工事名 熊谷市立妻沼図書館改修建築工事

2 工事場所 熊谷市妻沼東一丁目1番地

3 工事概要

(1) 内装改修工事

(2) 屋上防水改修工事

(3) 外壁改修工事

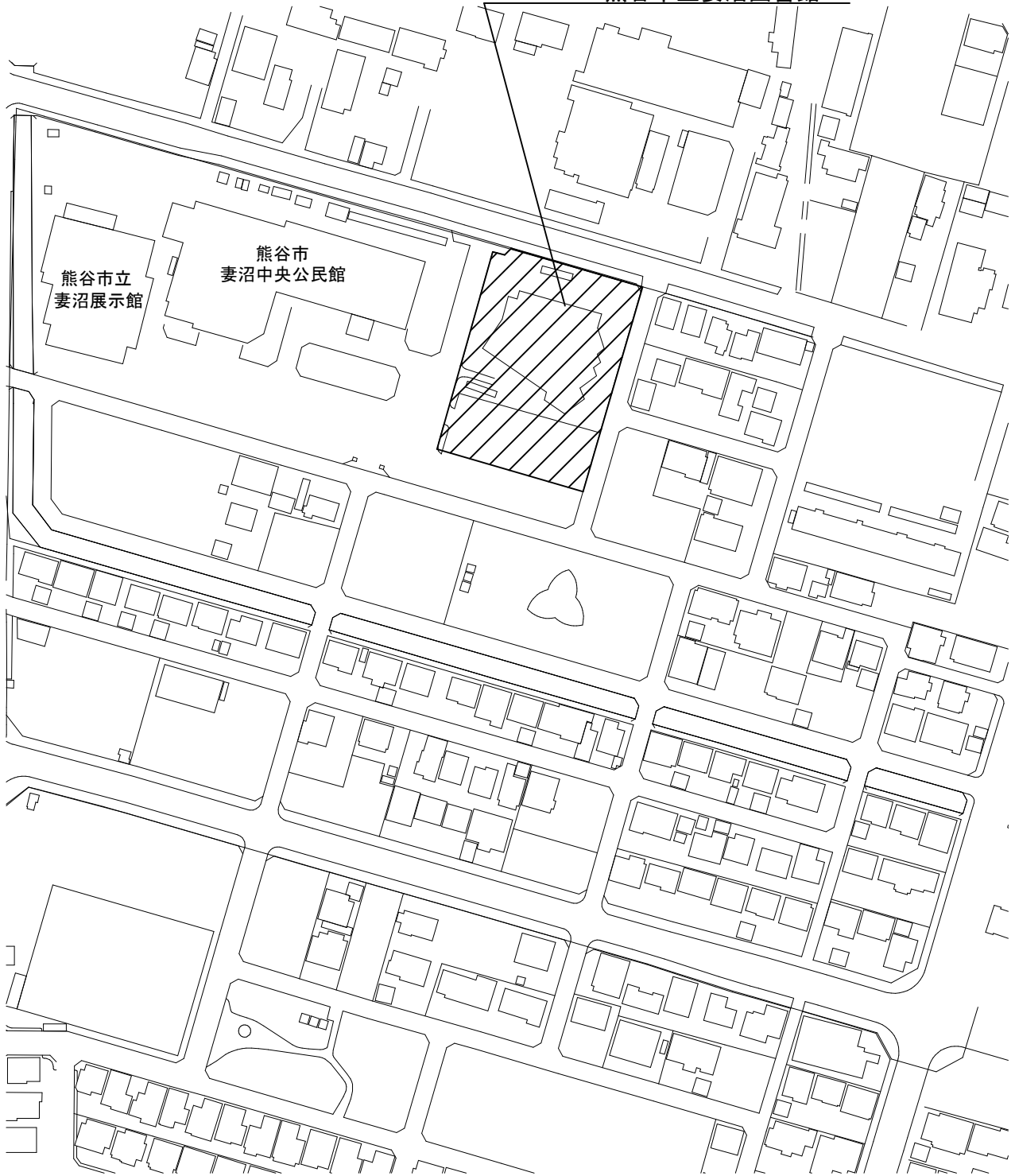
(4) その他

4 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

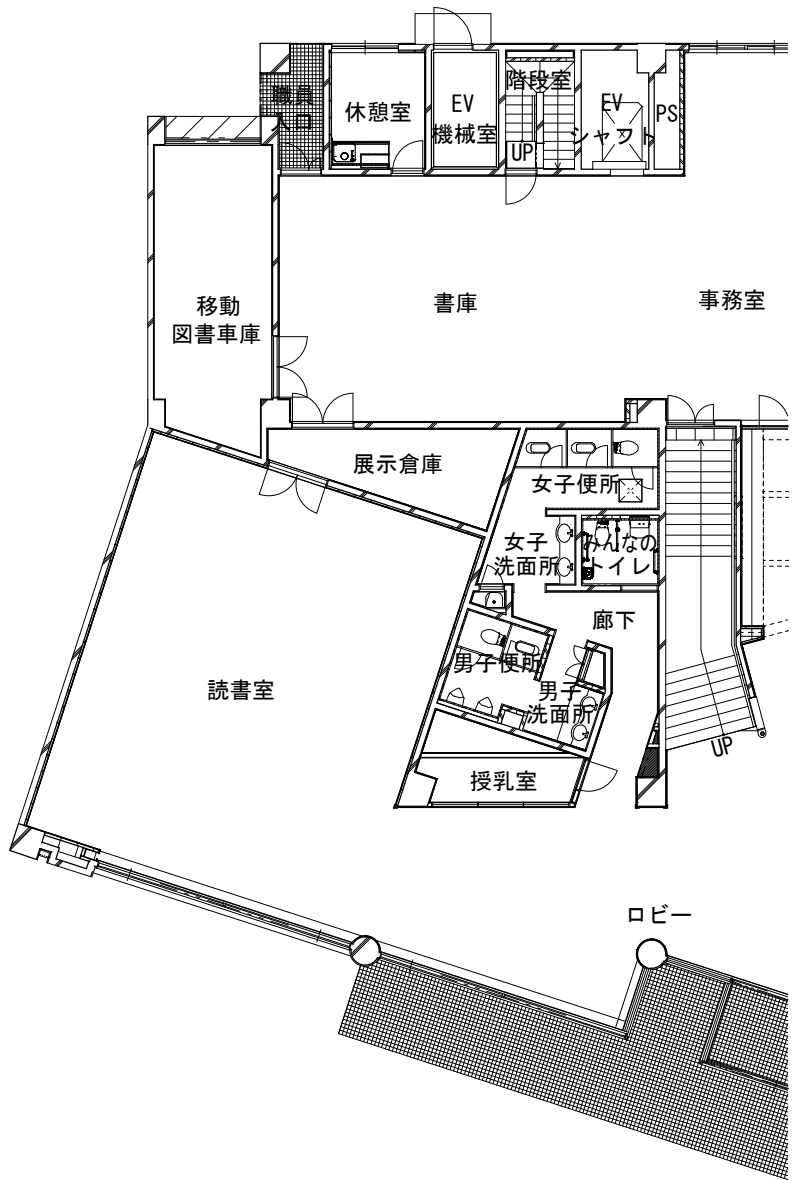
面積 延べ面積 1,238.13㎡

工事場所：熊谷市妻沼東一丁目1番地  
熊谷市立妻沼図書館



# 案内図

3,000	10,250	

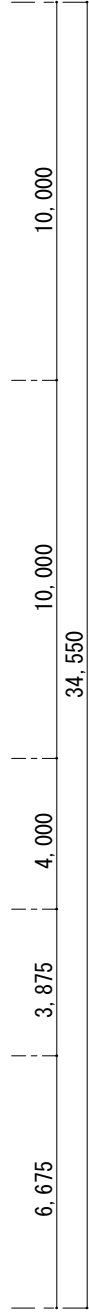
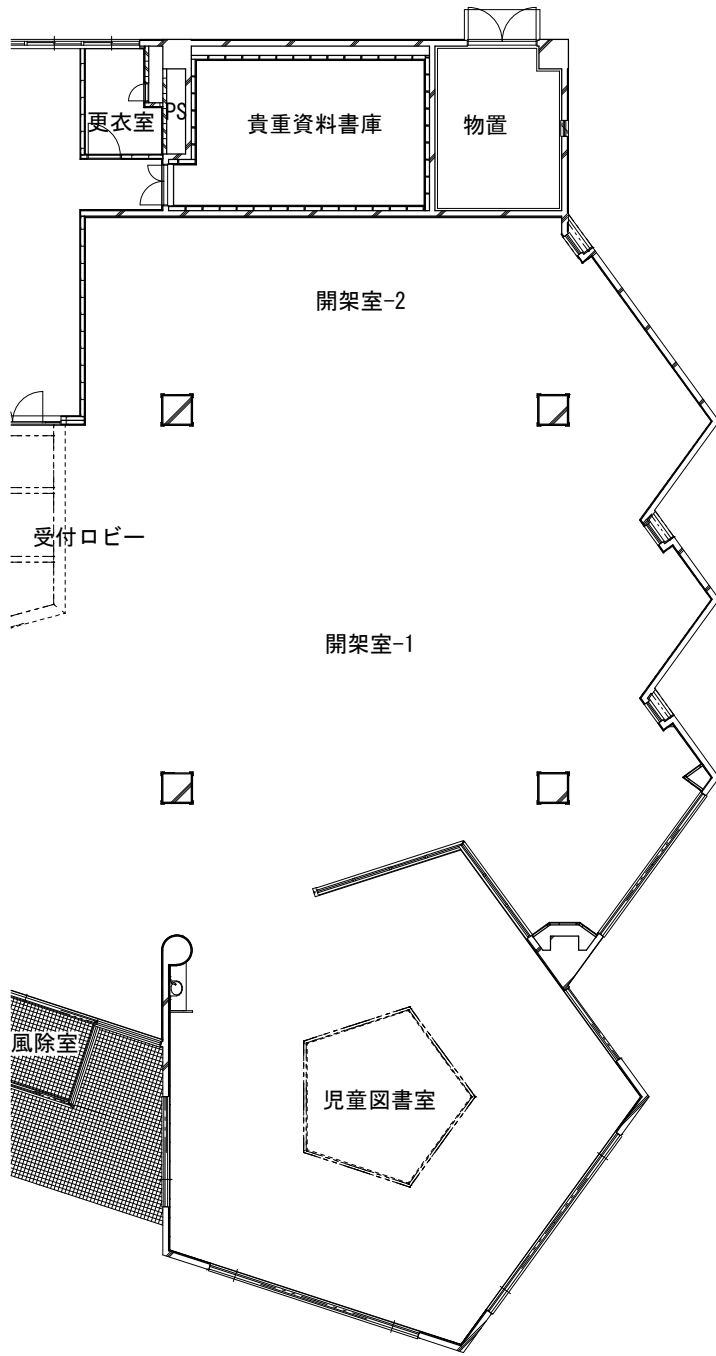


平面図 縮尺 : 1/200

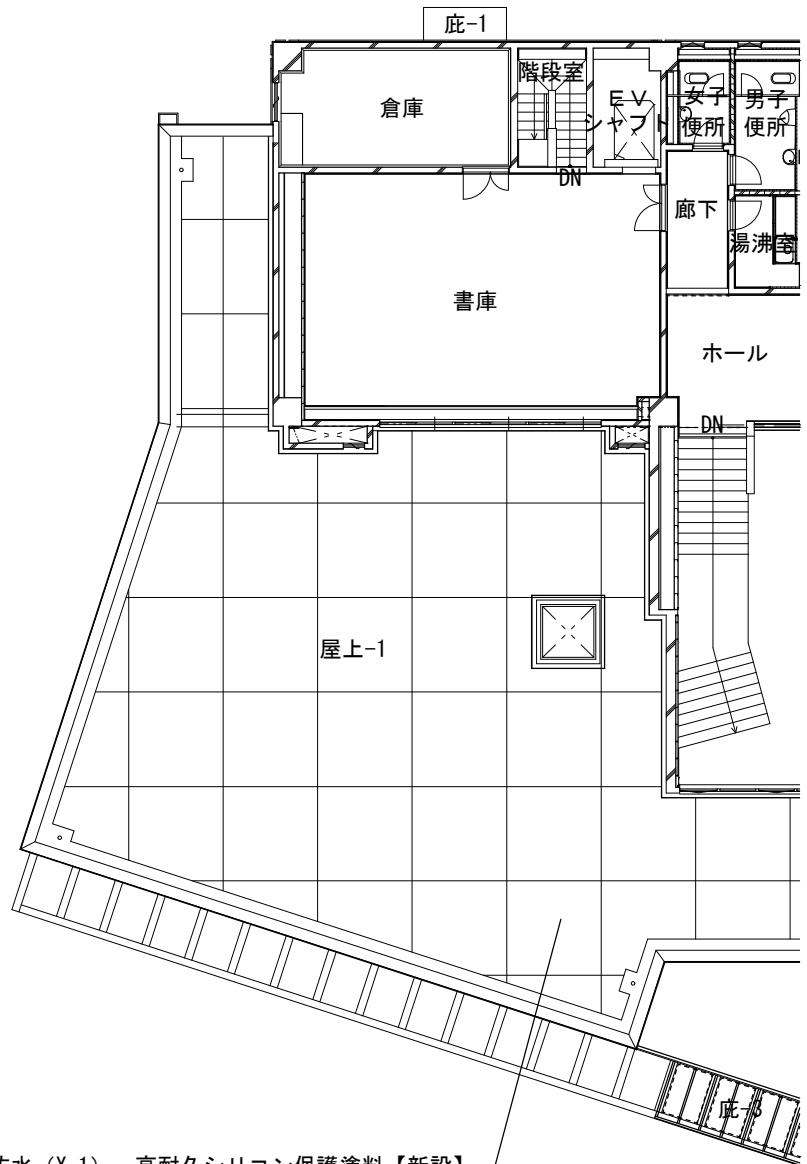
1階

35,500

8,000	7,545	2,705	2,145	1,855
-------	-------	-------	-------	-------



3,000	10,250	



平場：ウレタン塗膜防水（X-1）、高耐久シリコン保護塗料【新設】  
 立上り：ウレタン塗膜防水（X-2）、高耐久シリコン保護塗料【新設】

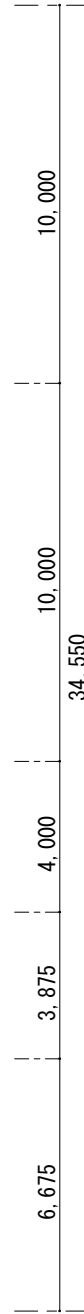
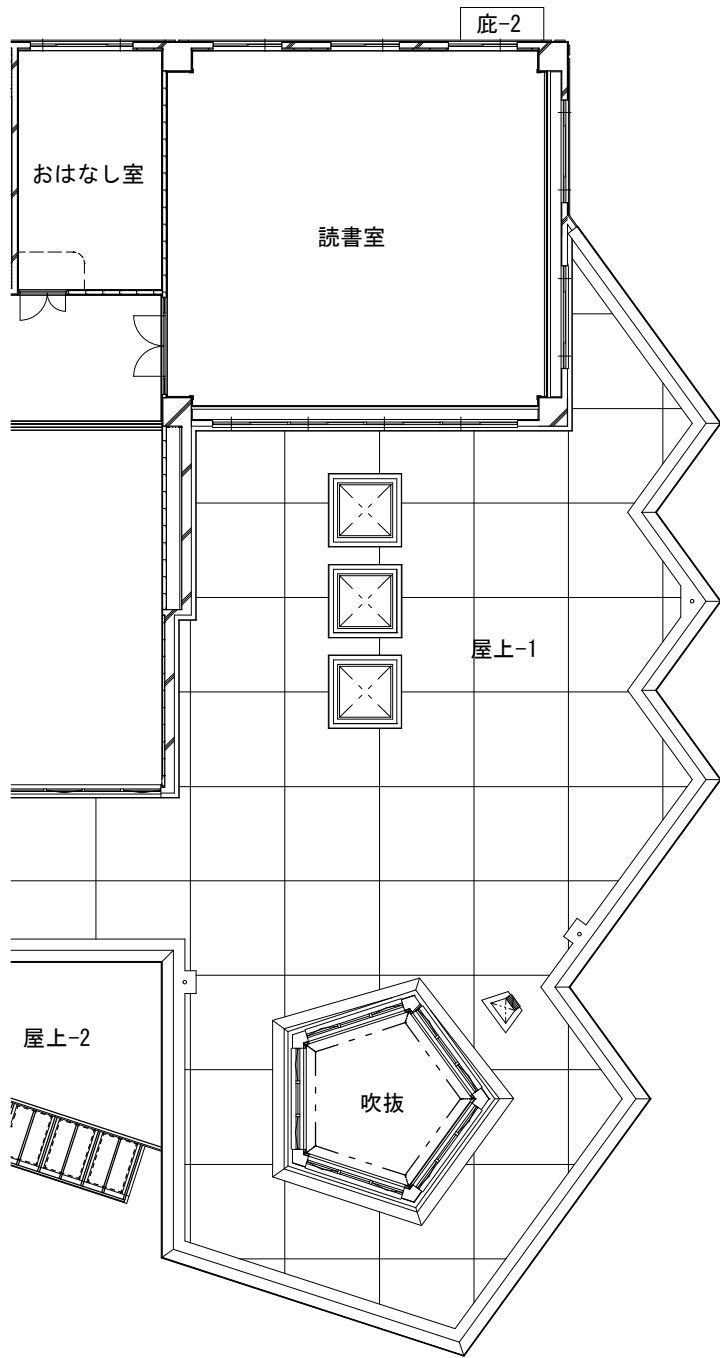


平面図 縮尺：1/200

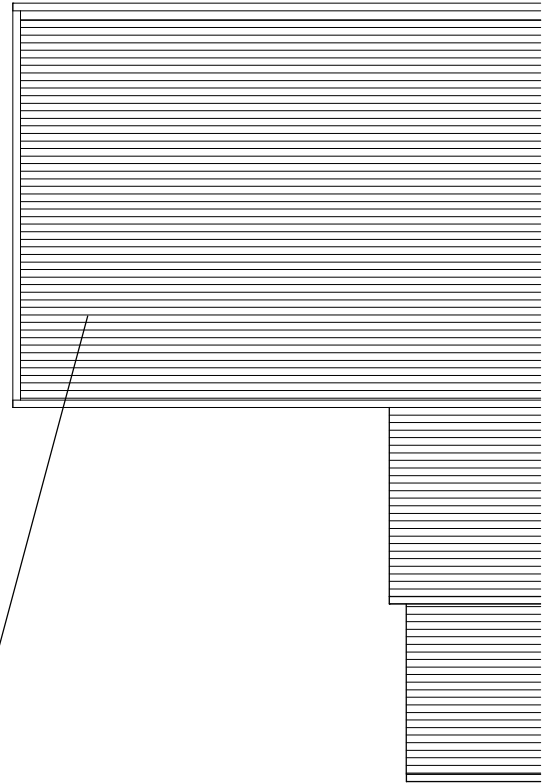
2階

35,500

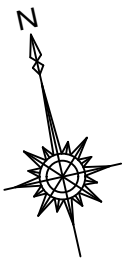
8,000	7,545	2,705	2,145	1,855
-------	-------	-------	-------	-------



3,000	10,250	



超速硬化UV塗膜防水 スプレー工法 (X-2H) 【新設】  
高耐久シリコン系保護塗料

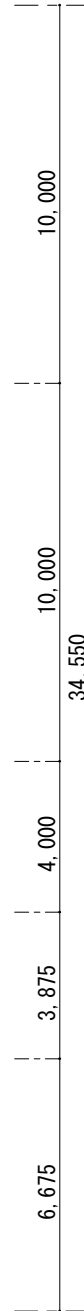
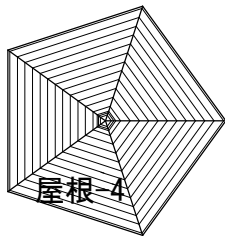
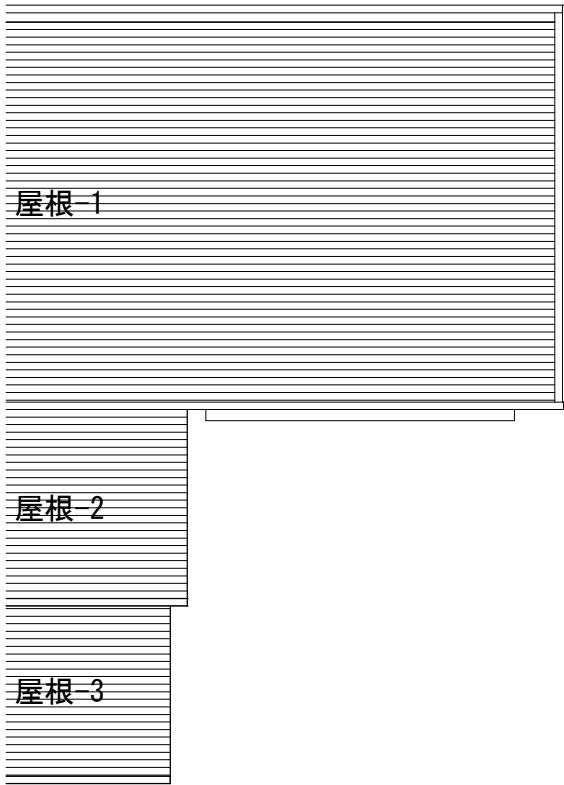


平面図 縮尺：1/200

屋根

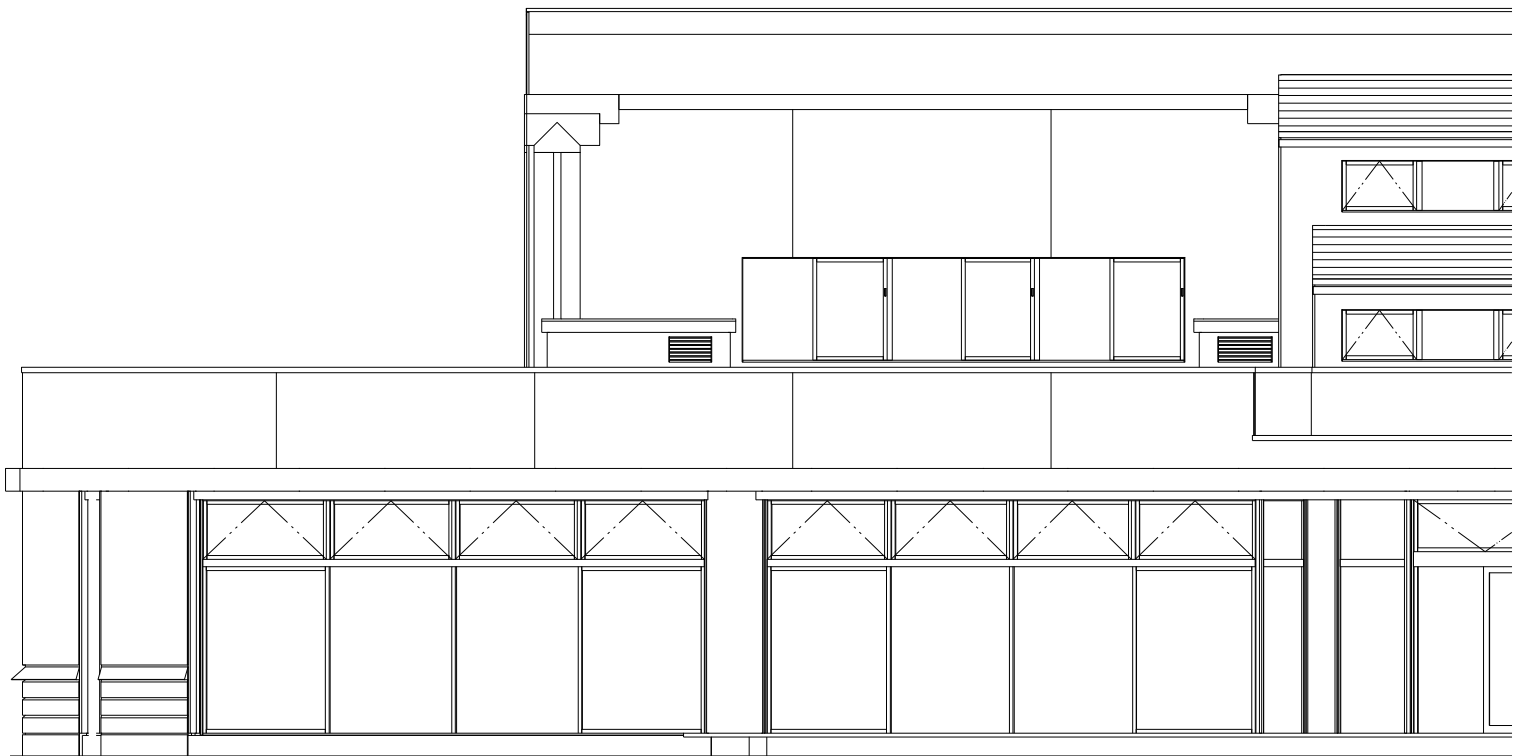
35,500

8,000	7,545	2,705	2,145	1,855
-------	-------	-------	-------	-------



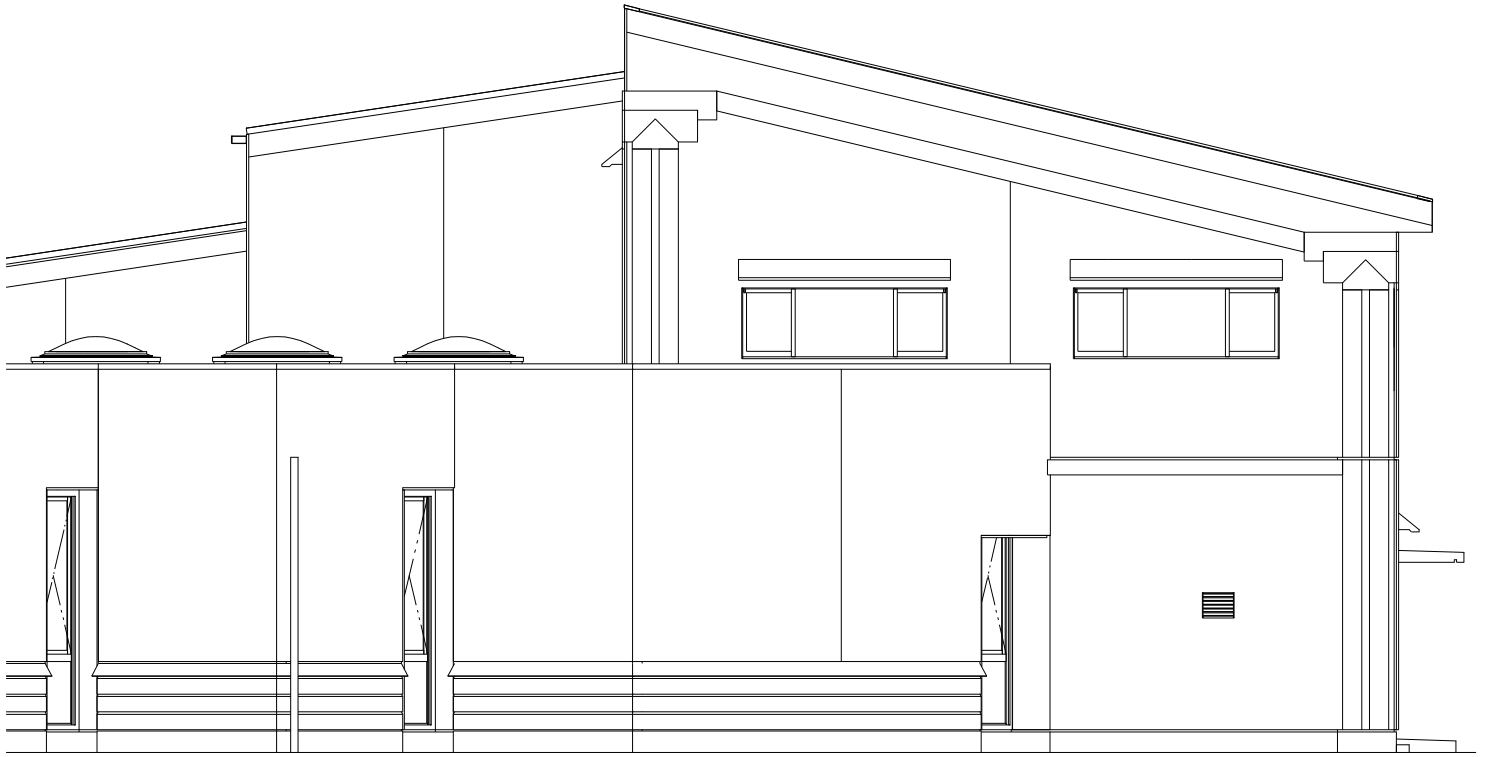


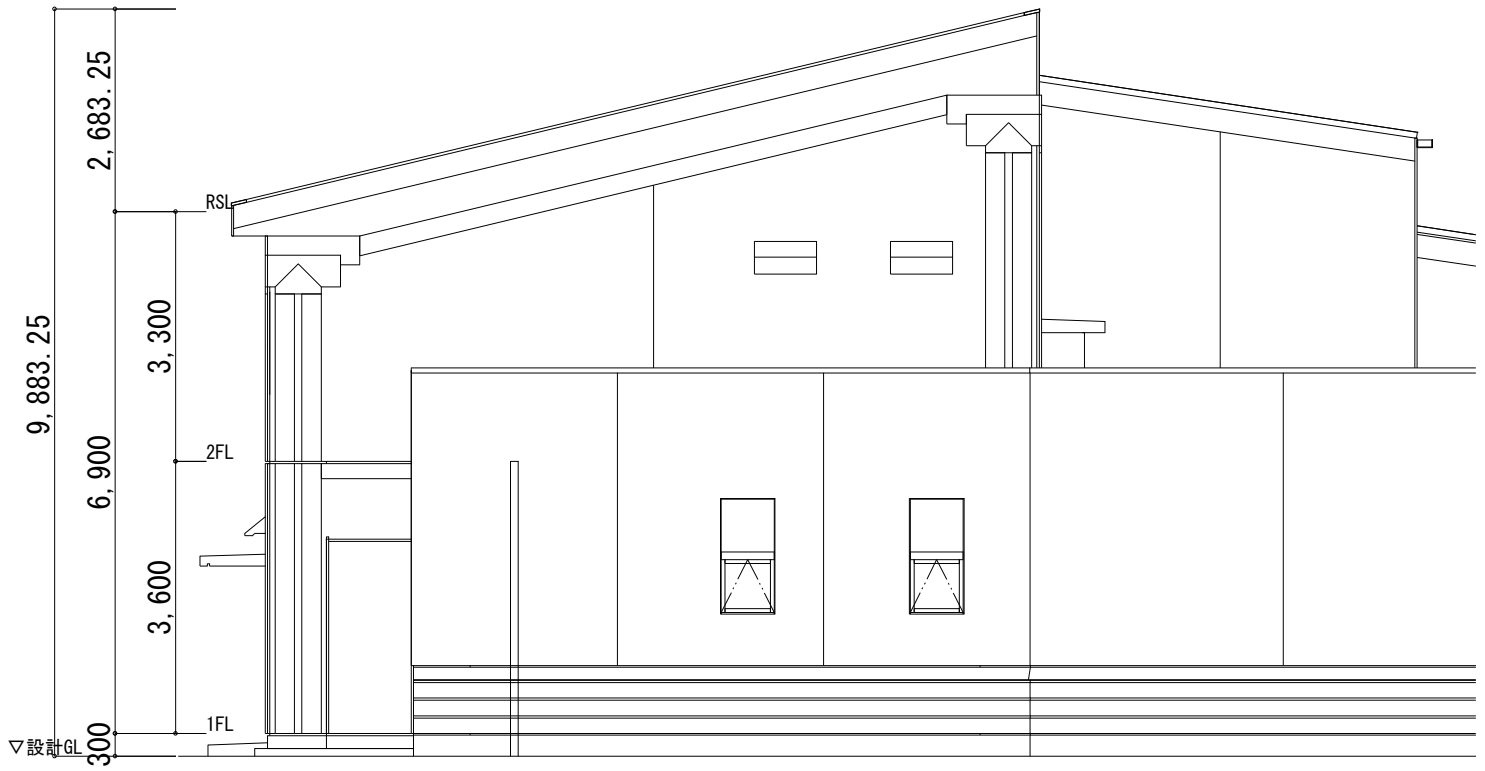
東



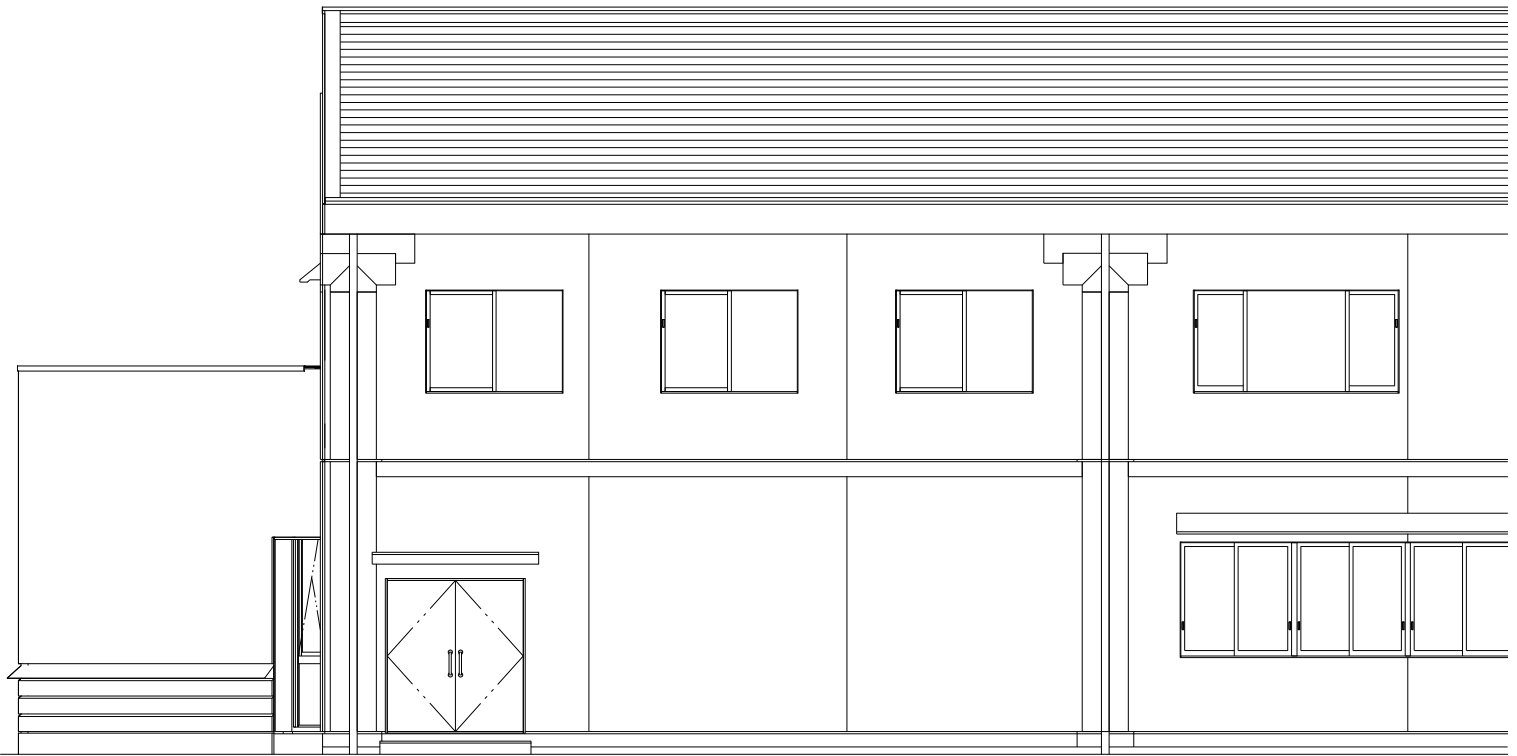
南

立面図 縮尺：1/100



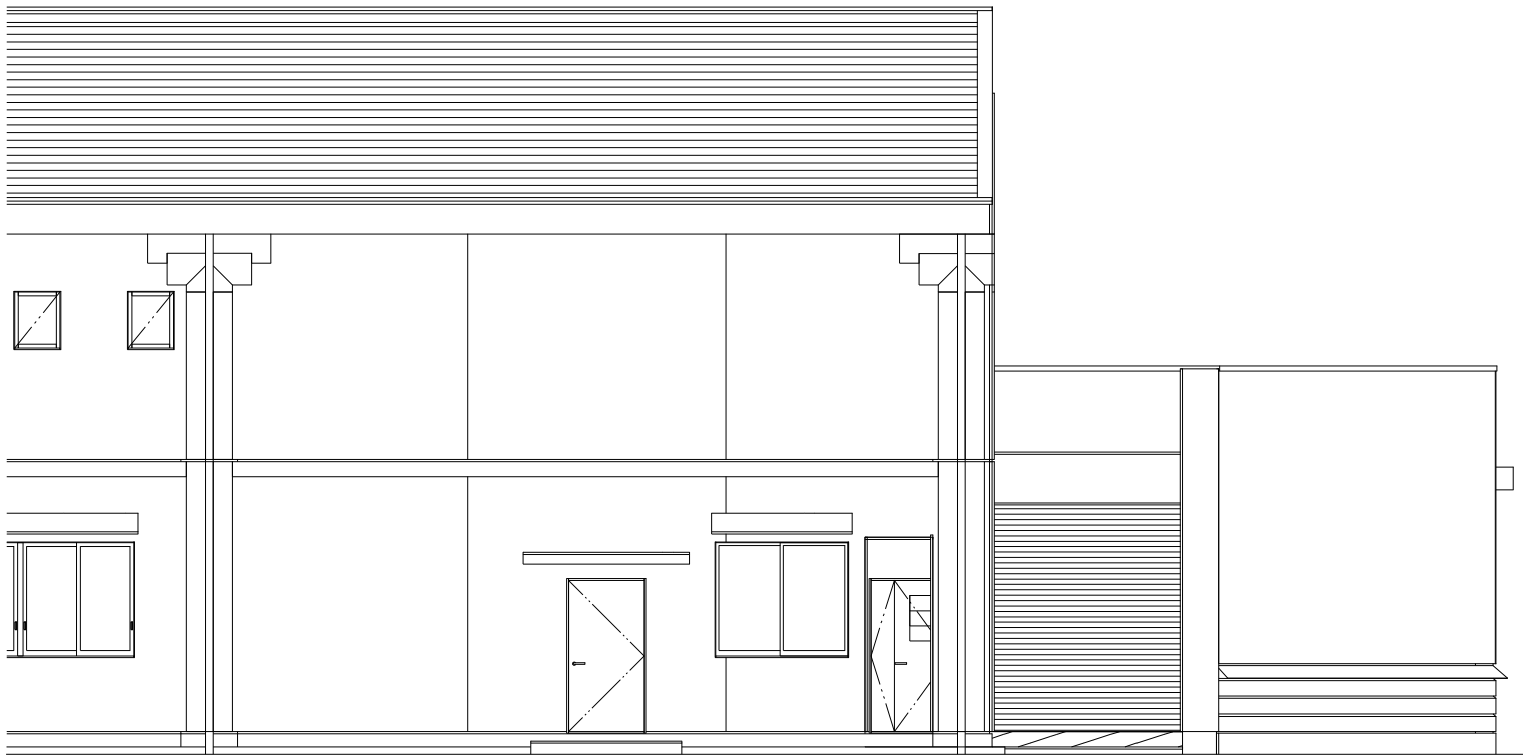


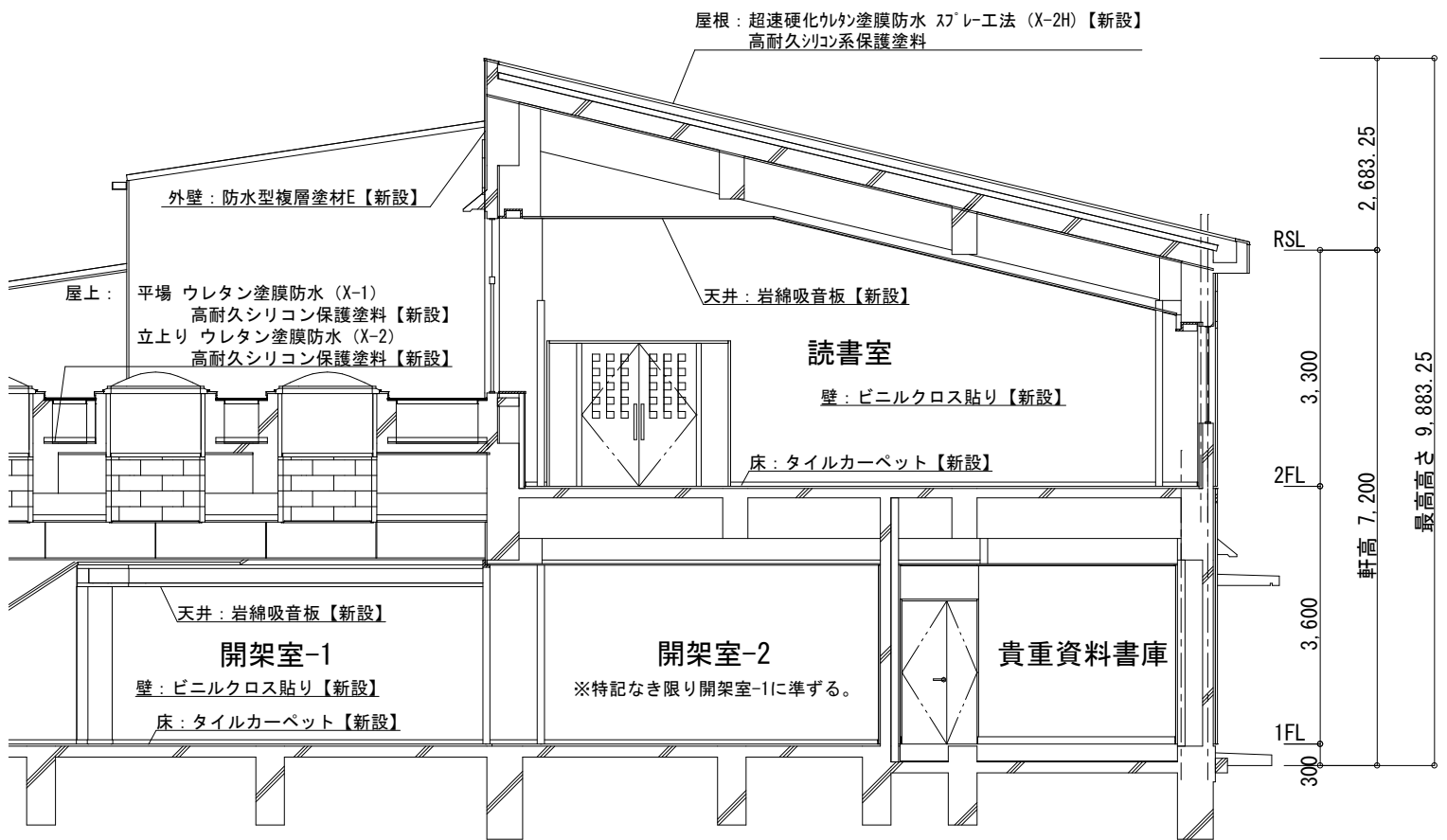
西



北

立面図 縮尺：1/100 (A4)





断面図 縮尺：1/100



業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事			
工 事 場 所	熊谷市中央一丁目1番地			
入 札 年 月 日	令和8年3月19日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
459,800,000 円	459,800,000 円	423,016,000 円		
う ち 消 費 税 等 の 額	入 札 書 比 較 価 格	最 低 制 限 価 格 の 100/110		
41,800,000 円	418,000,000 円	384,560,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	388,600,000 円	1	落札
2	松坂屋建材(株)	389,000,000	2	
3	(株)ケージーエム	383,740,000		失格
4	(株)時田工務店	419,800,000	3	
5	大和建设(株)	423,000,000	4	
6				
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消 費 税 等 の 額	合 計
田部井建設(株)	388,600,000 円	38,860,000 円	427,460,000 円

1 工事名 熊谷市立熊谷西小学校特別教室棟改修建築工事

2 工事場所 熊谷市中央一丁目1番地

3 工事概要

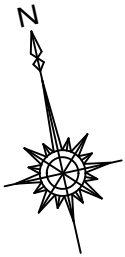
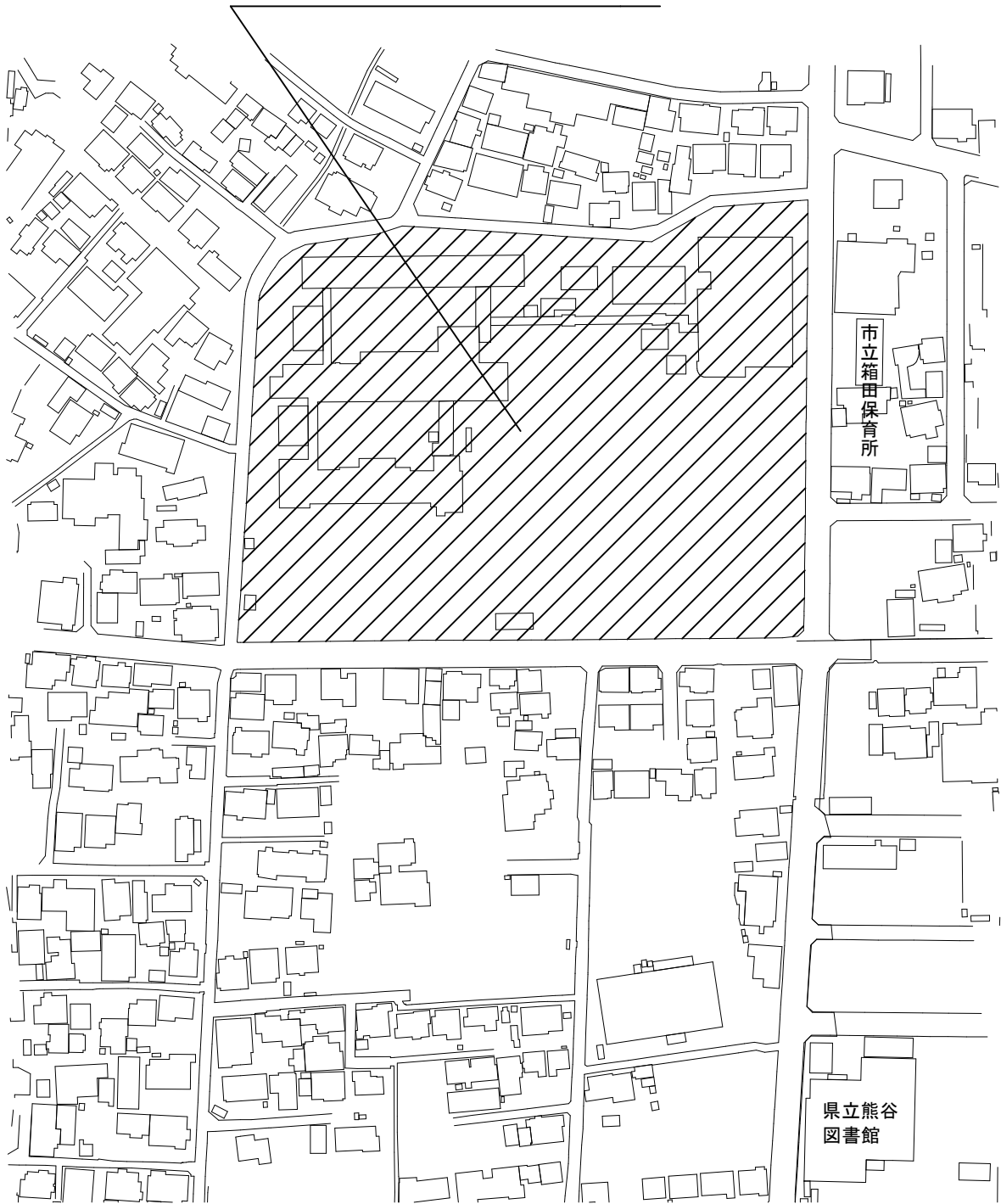
- (1) 内装改修工事
- (2) 塗装改修工事
- (3) 建具改修工事
- (4) その他

4 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て

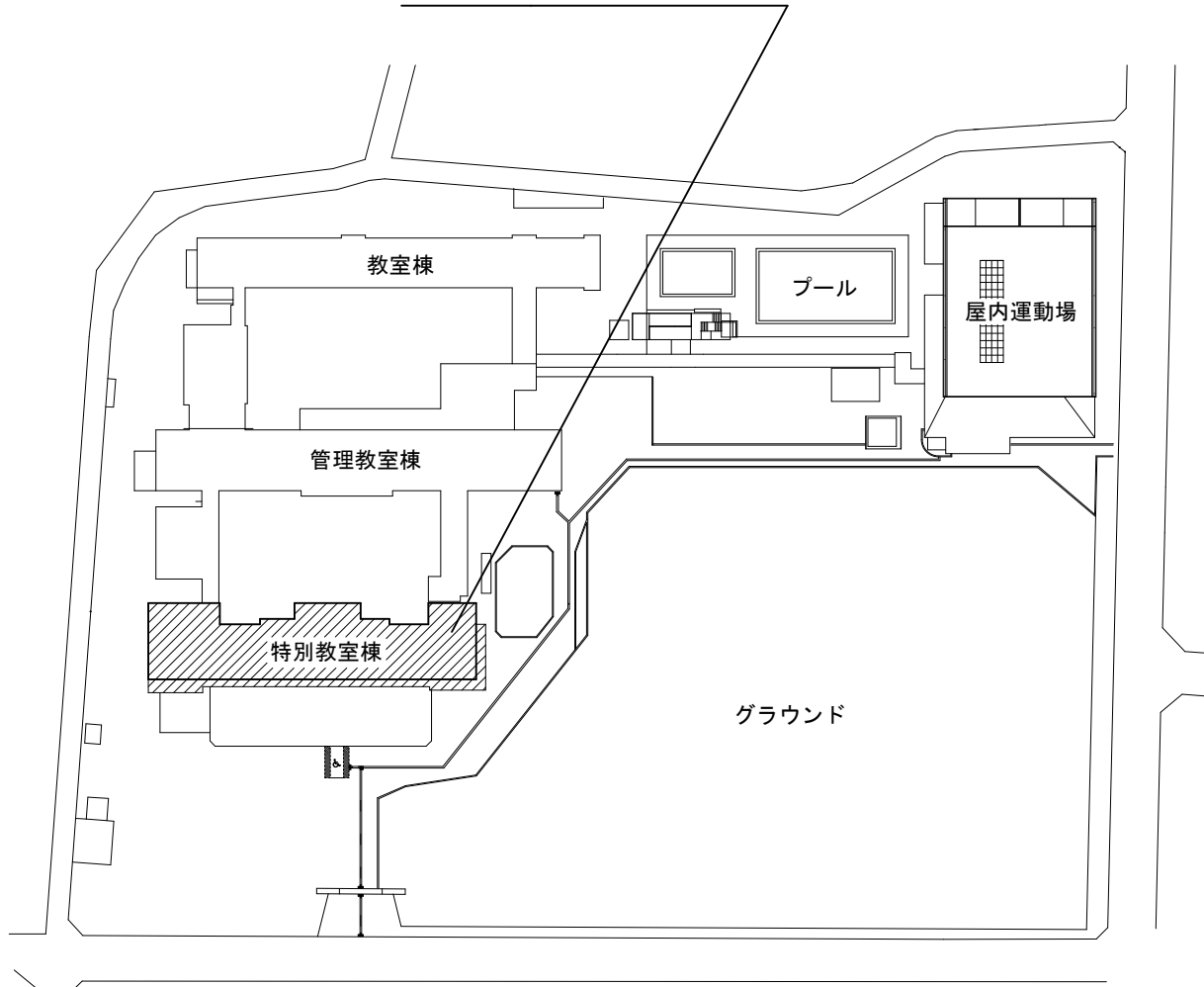
面積 延べ面積 2,073㎡

工事場所：熊谷市中央一丁目1番地  
熊谷市立熊谷西小学校

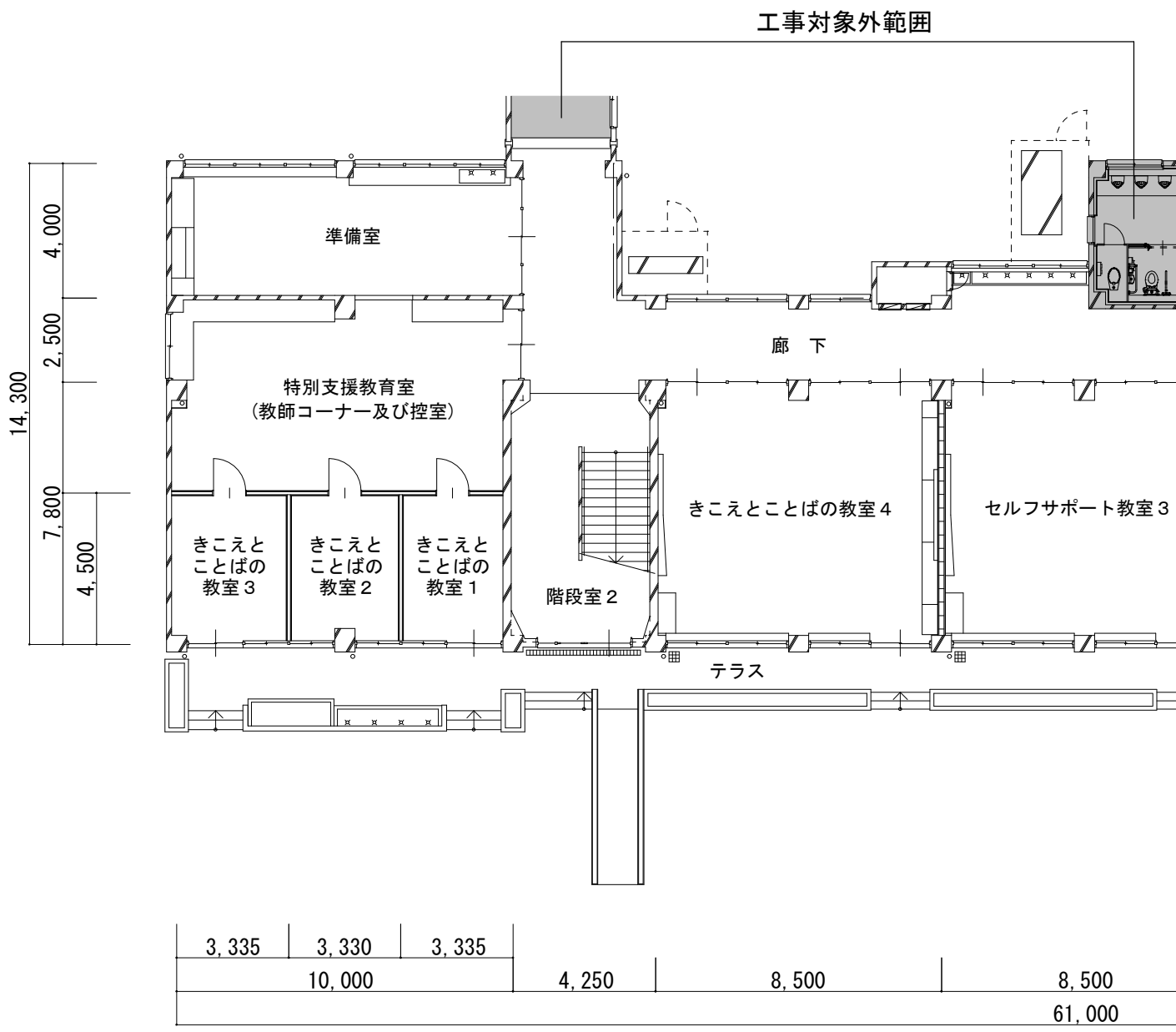


# 案内図

工事対象建物：特別教室棟



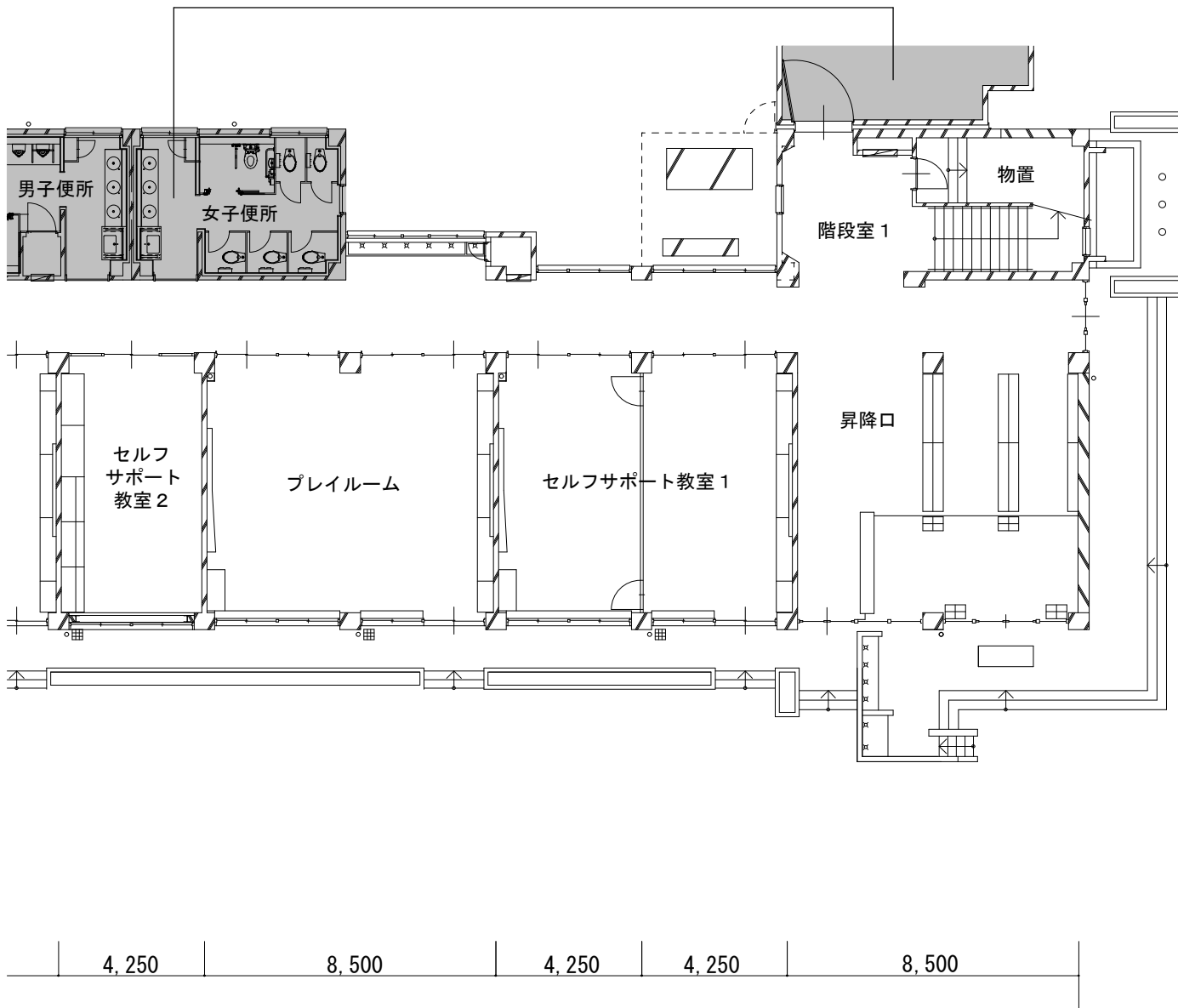
配置図 縮尺：1/1400



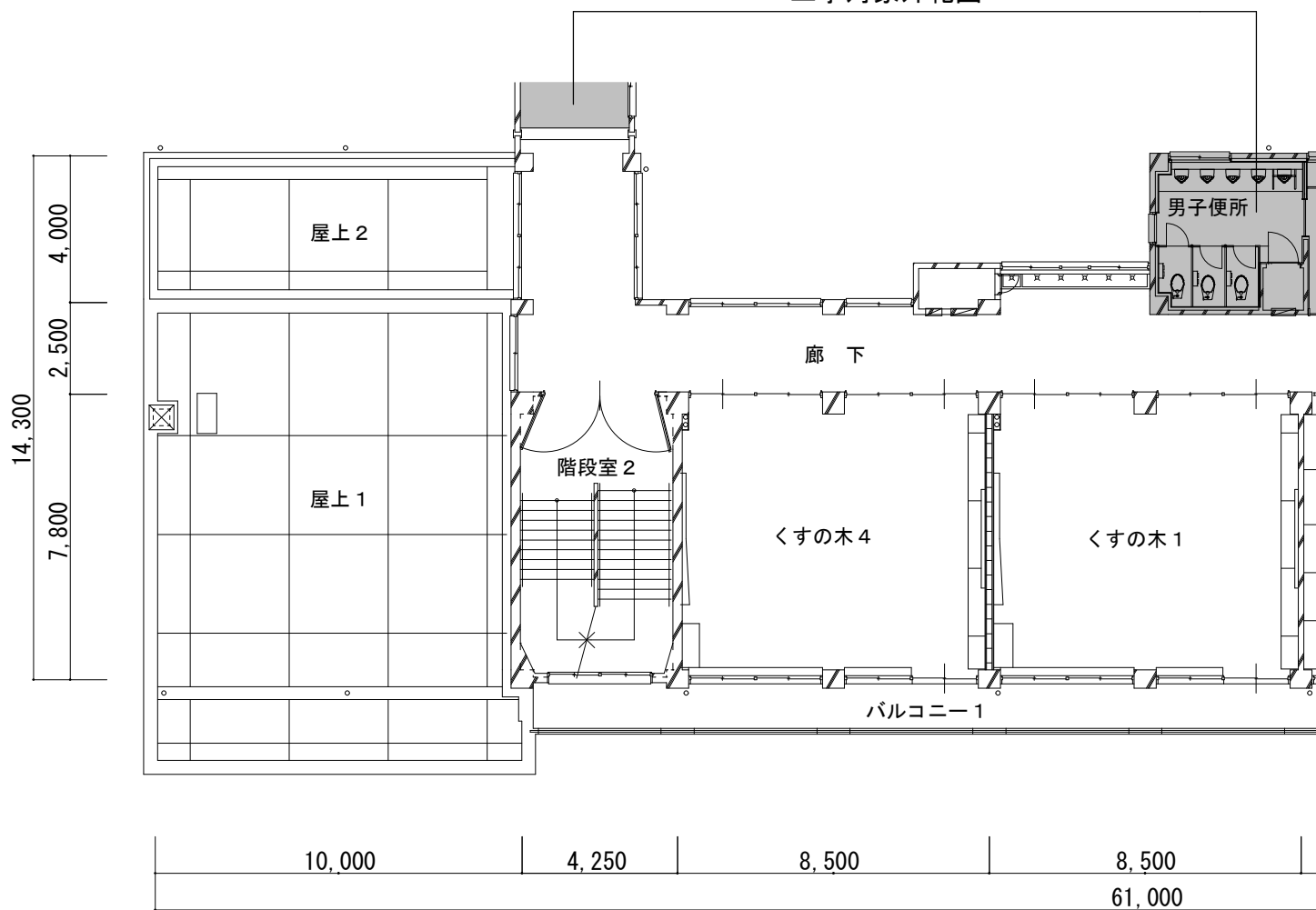
平面図 縮尺 : 1/250

1階

工事対象外範囲



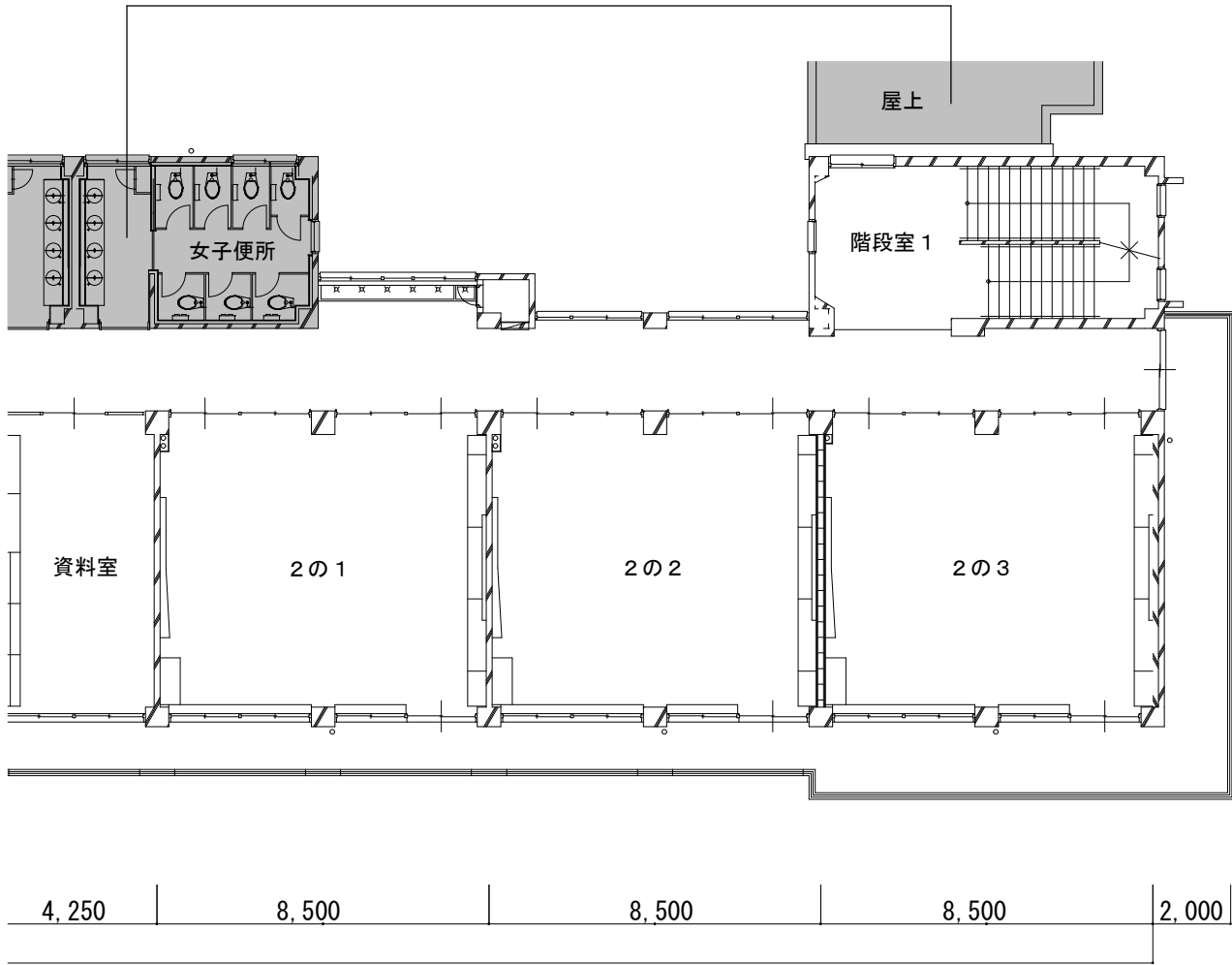
工事対象外範囲

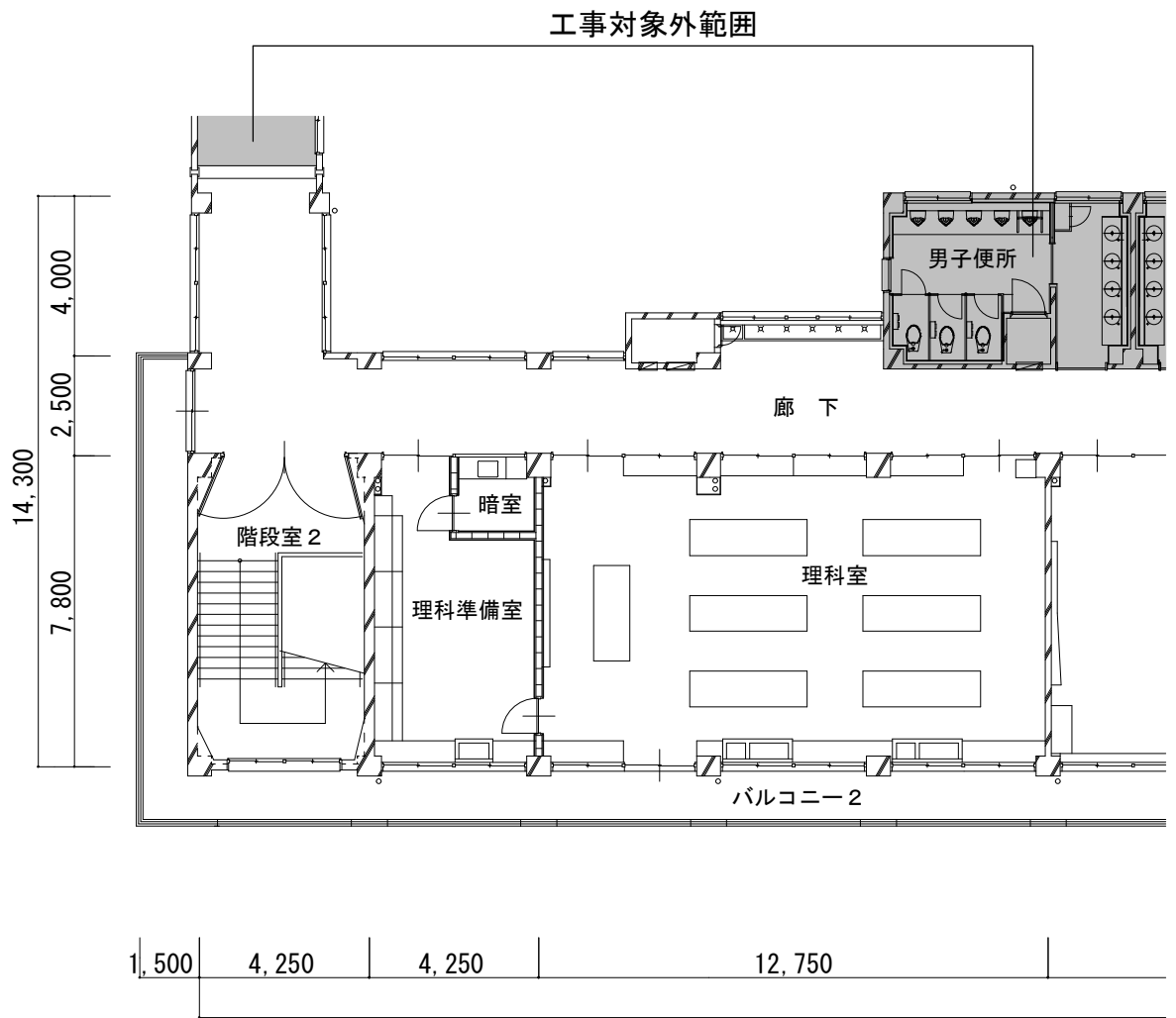


平面図 縮尺 : 1/250

2階

工事対象外範囲

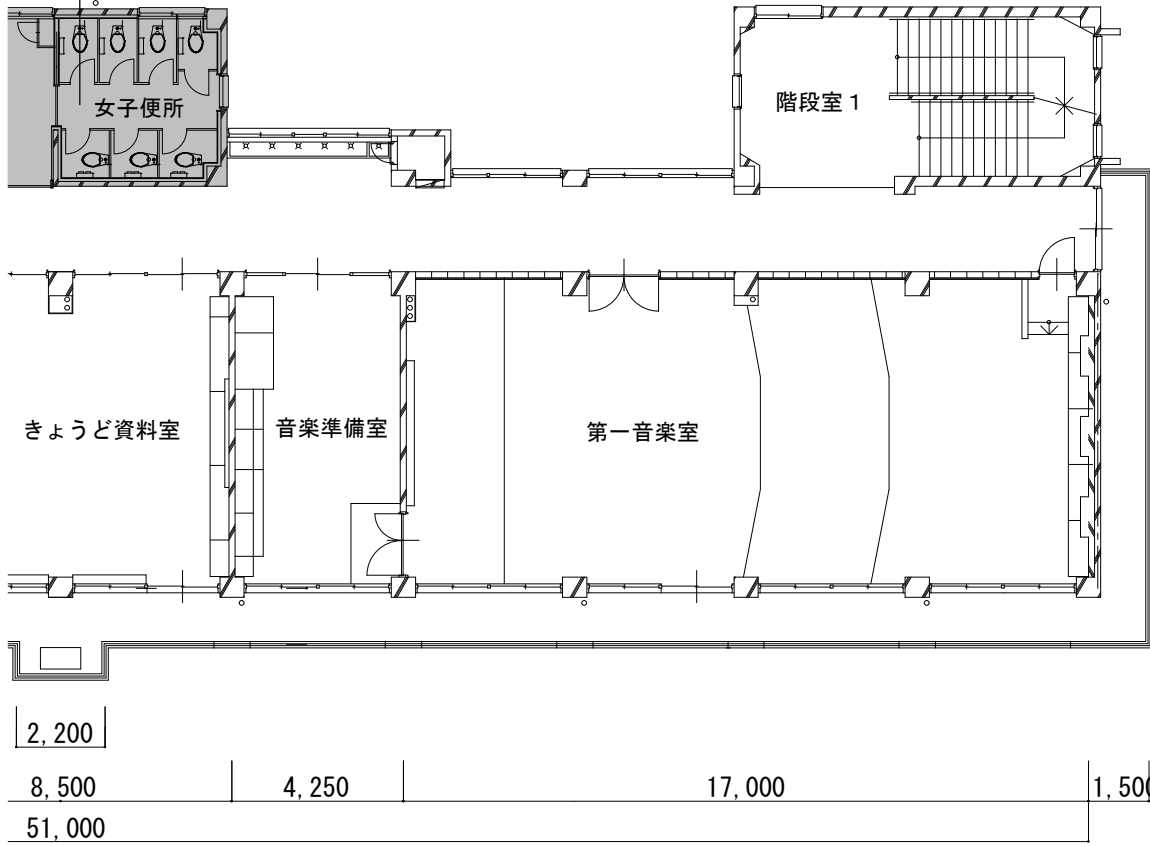


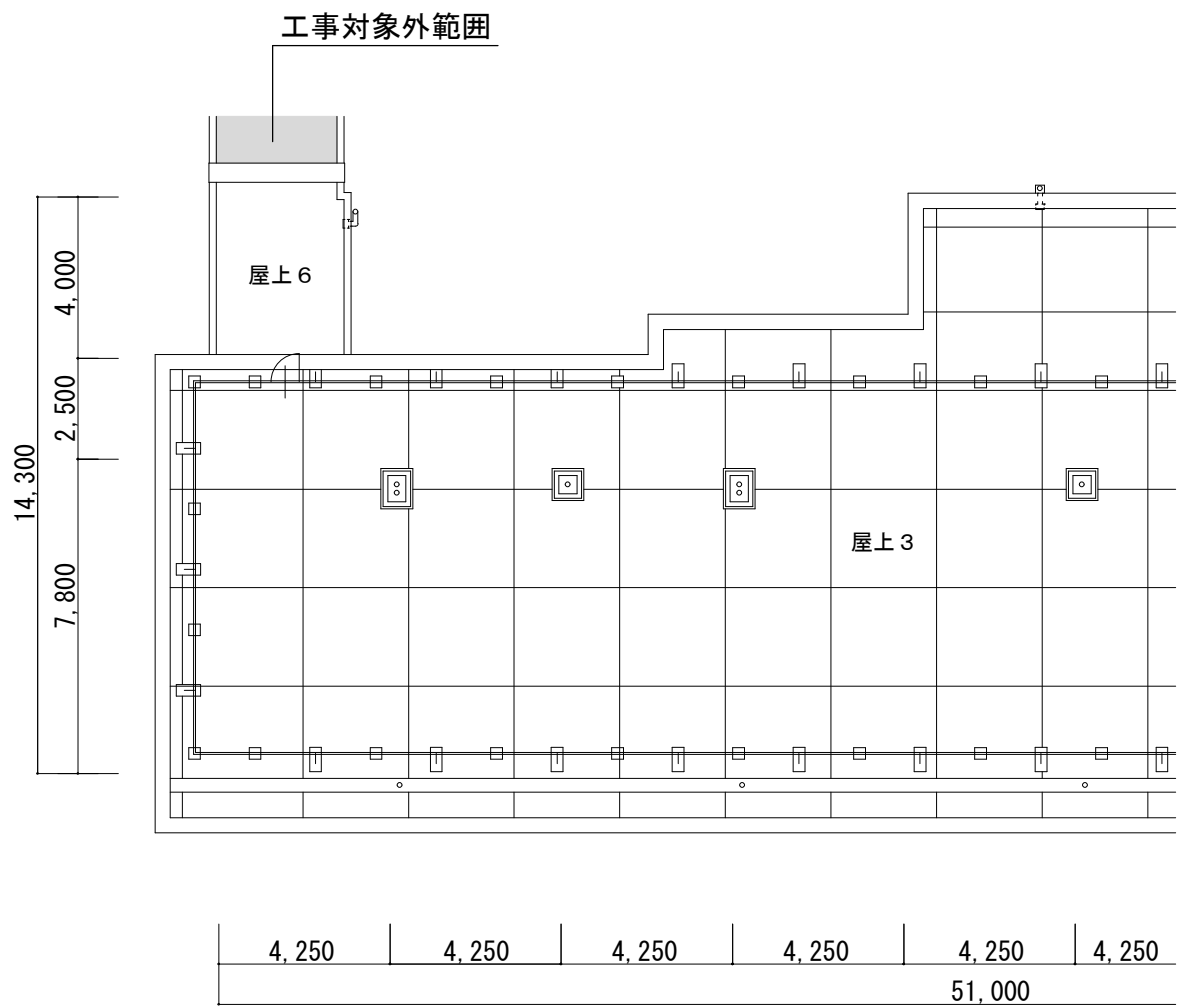


平面図 縮尺：1/250

3階

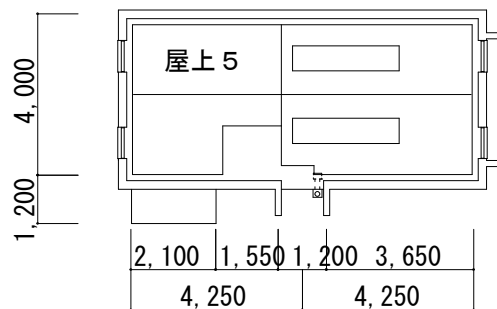
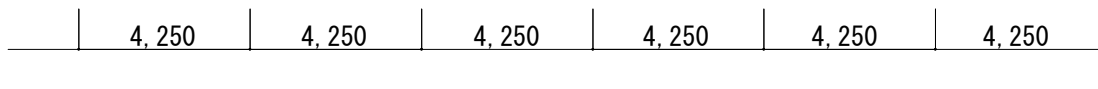
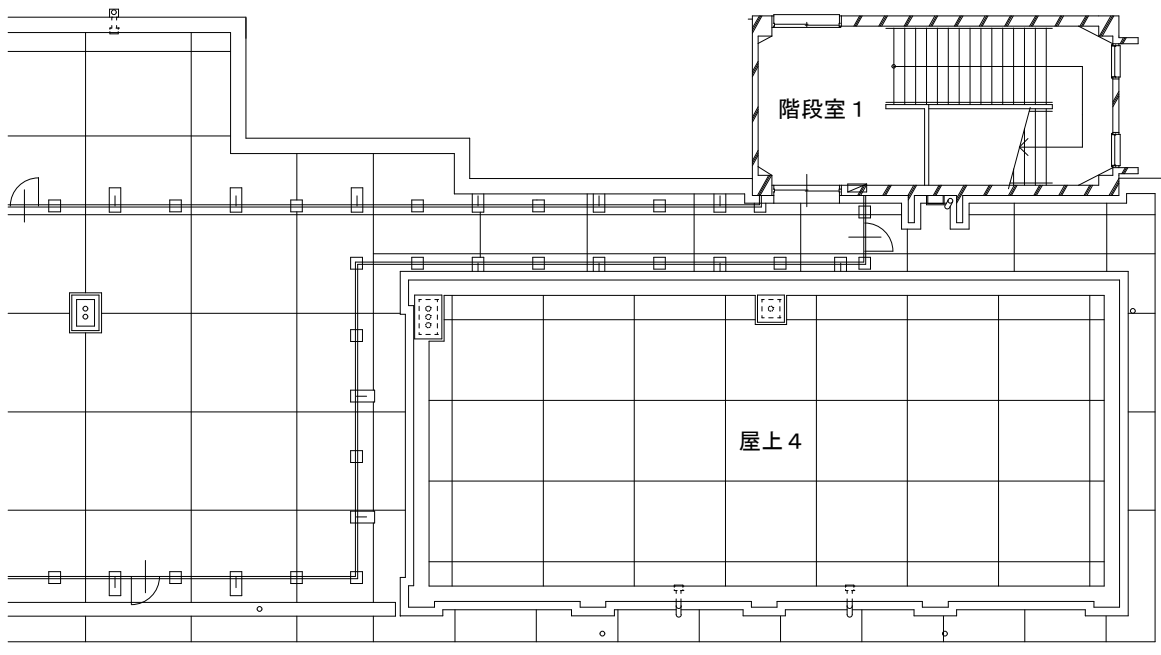
工事対象外範囲





平面図 縮尺：1/250

屋上



PH屋上

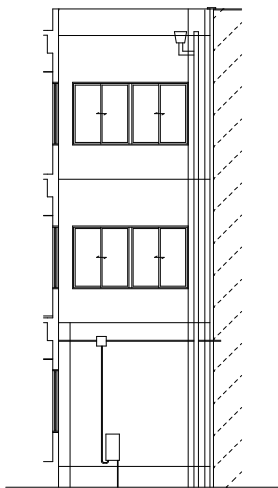
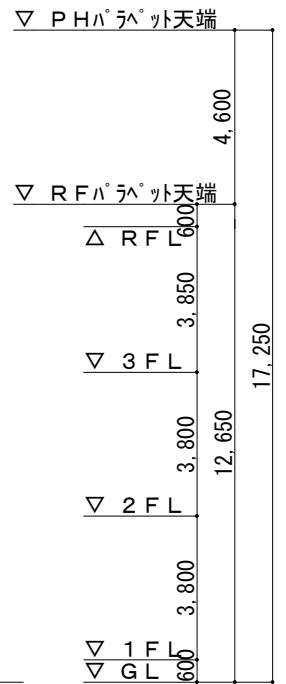
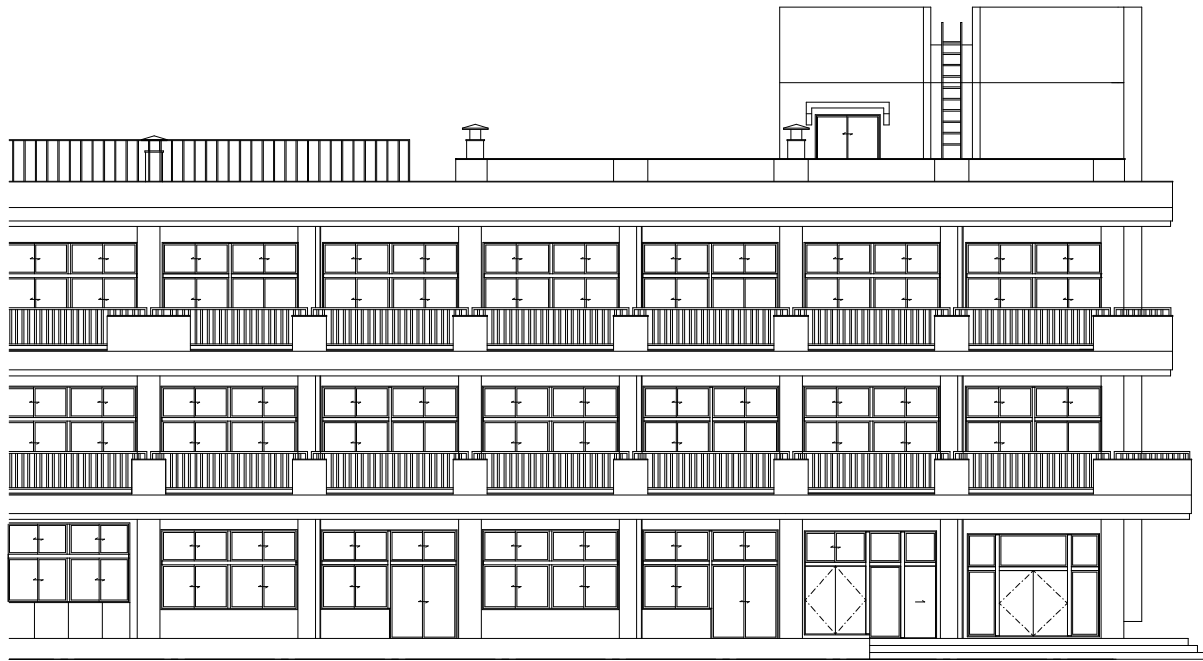


南

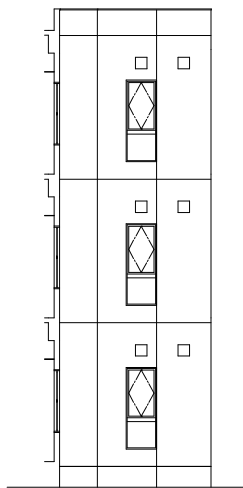


東

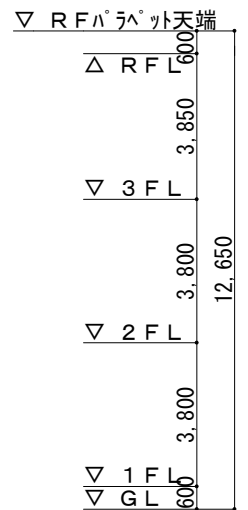
立面図 縮尺：1/200



東（渡り廊下）

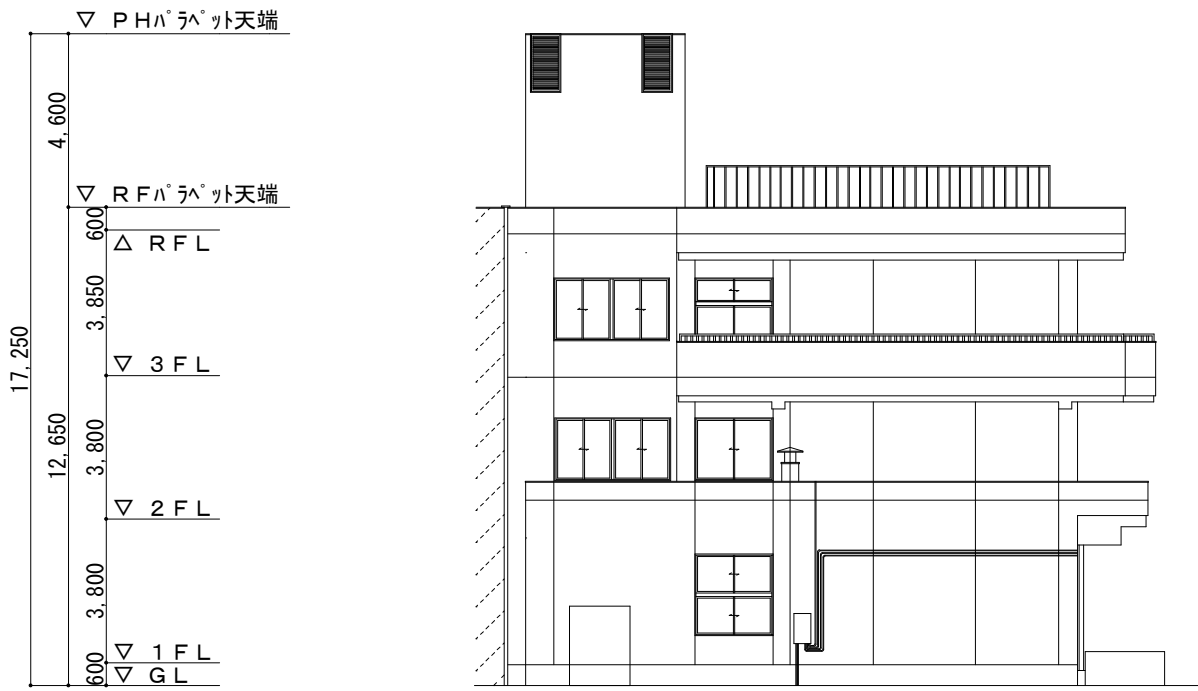


東（女子便所）



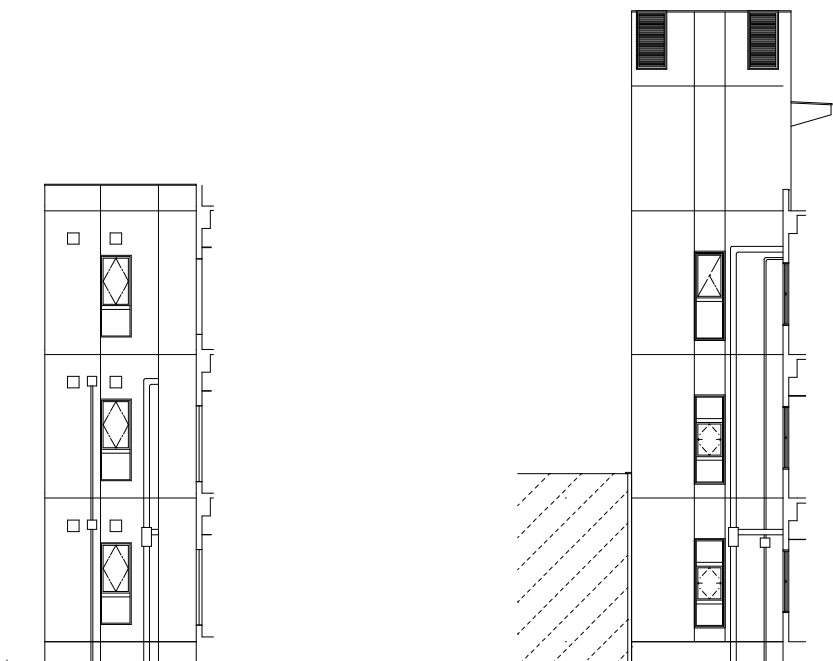
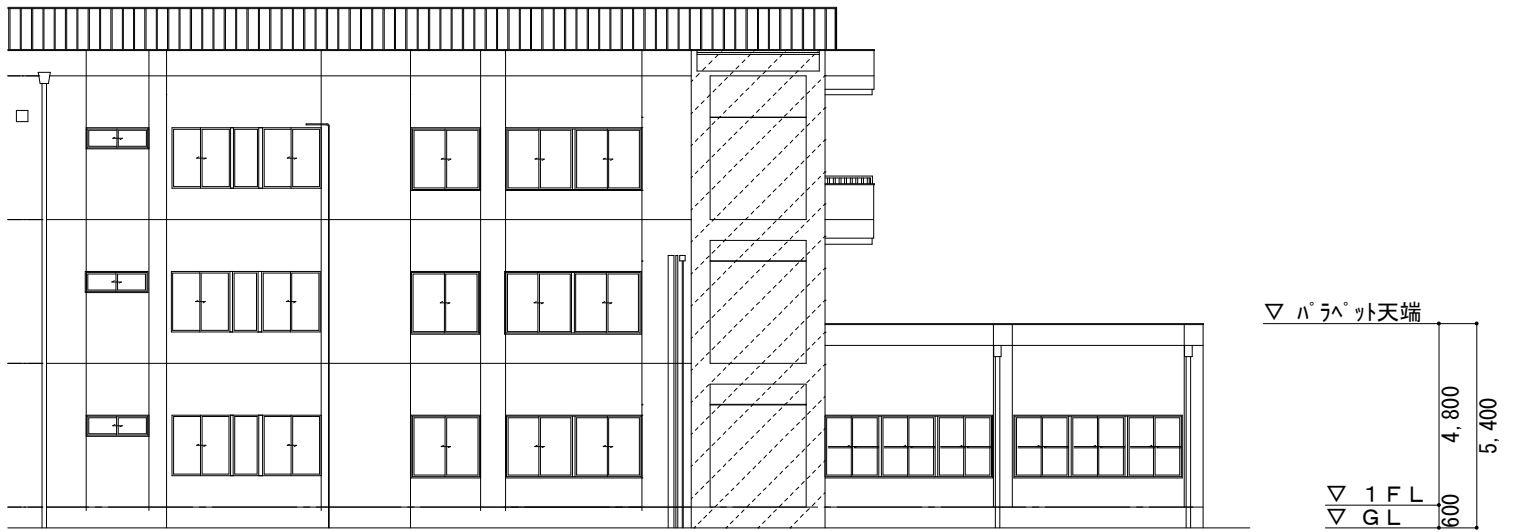


北



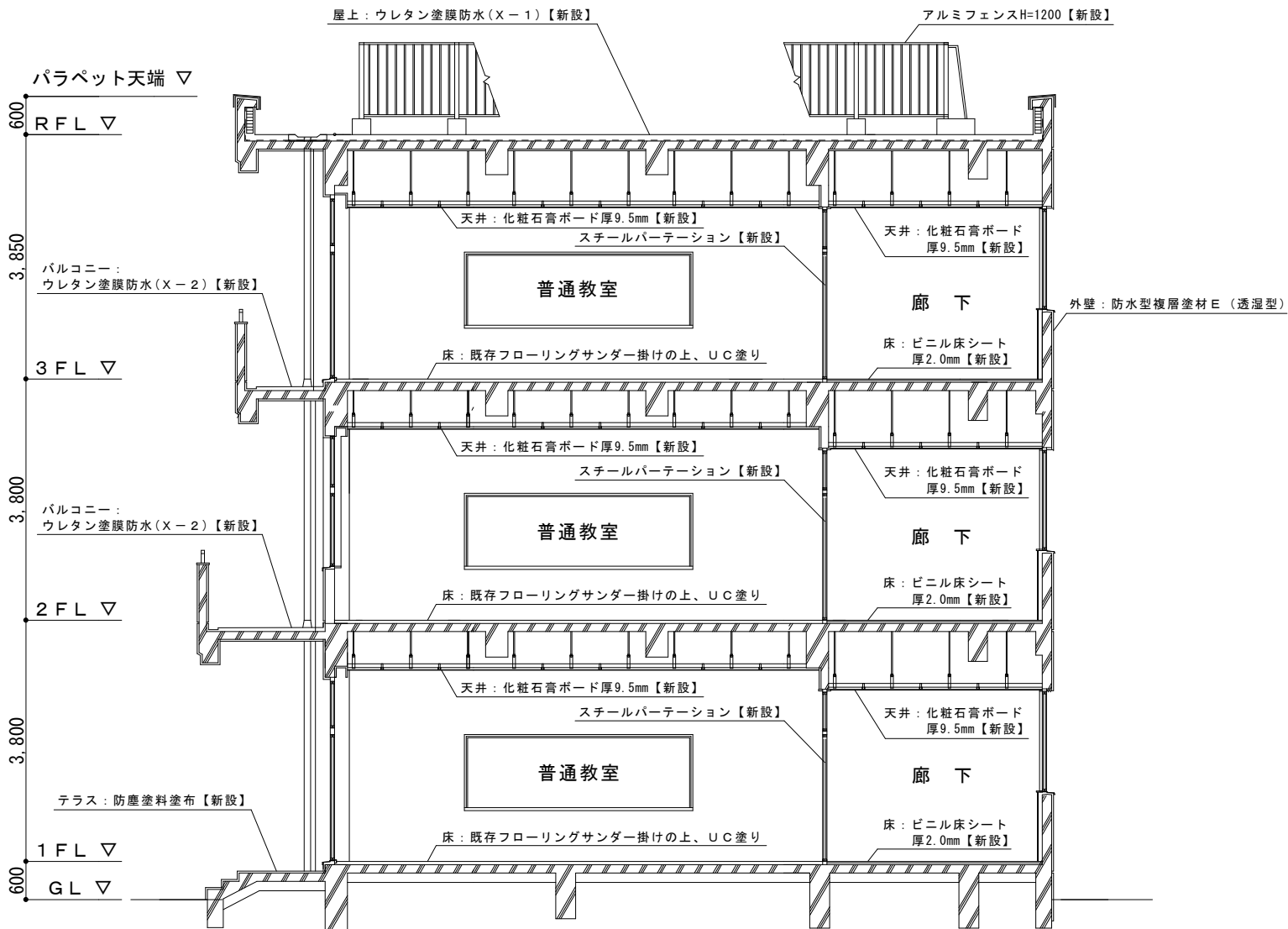
西

立面図 縮尺：1/200



西（男子便所）

西（階段室1）



断面図 縮尺：1/100



業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（2期）			
工 事 場 所	熊谷市佐谷田1030番地			
入 札 年 月 日	令和8年3月19日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
150,920,000 円	150,920,000 円	138,846,400 円		
うち消費税等の額	入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110		
13,720,000 円	137,200,000 円	126,224,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	— 円		無効
2	松坂屋建材(株)	138,000,000	2	
3	(株)ケージーエム	137,000,000	1	落札
4	(株)時田工務店	139,800,000	3	
5	大和建设(株)	141,000,000	4	
6	(株)アケボノ	156,000,000	5	
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)ケージーエム	137,000,000 円	13,700,000 円	150,700,000 円

1 工事名 熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（2期）

2 工事場所 熊谷市佐谷田1030番地

3 工事概要

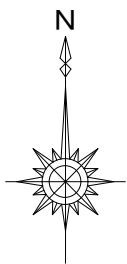
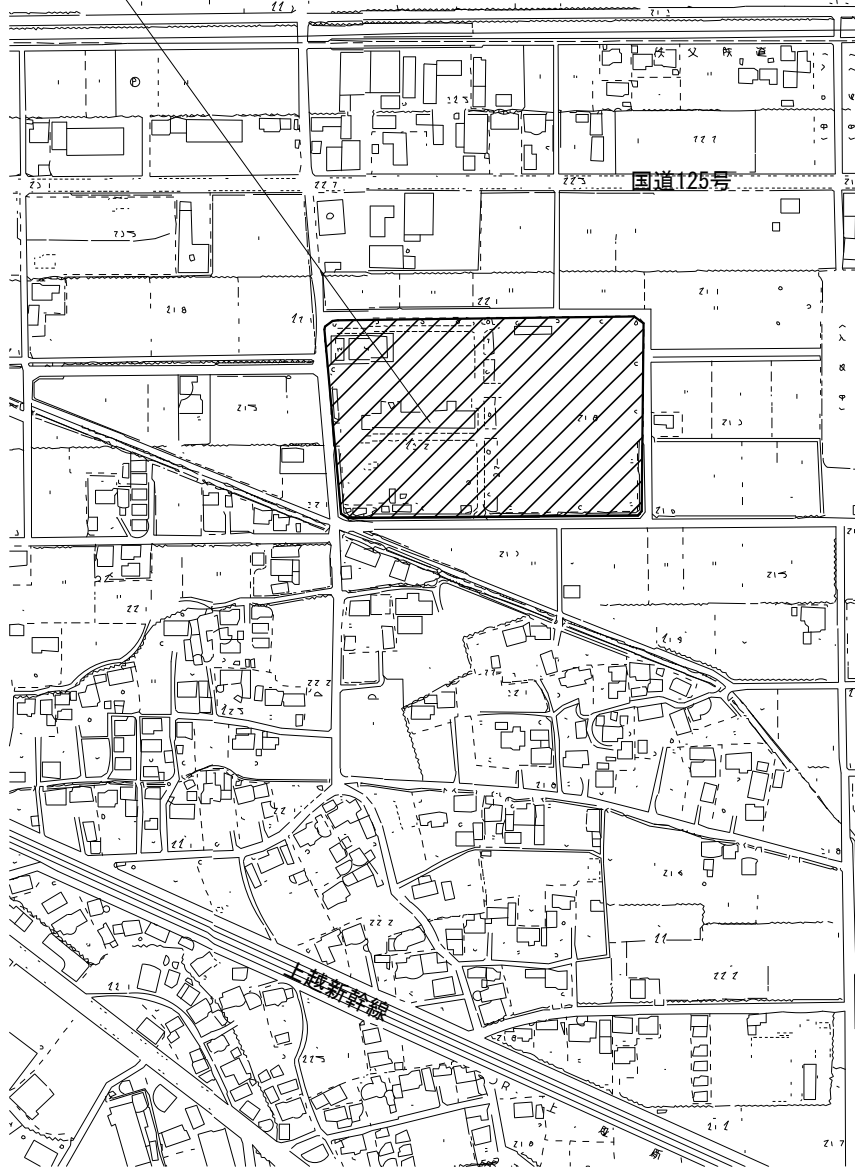
- (1) 内装改修工事
- (2) 塗装改修工事
- (3) 建具改修工事
- (4) その他

4 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建て

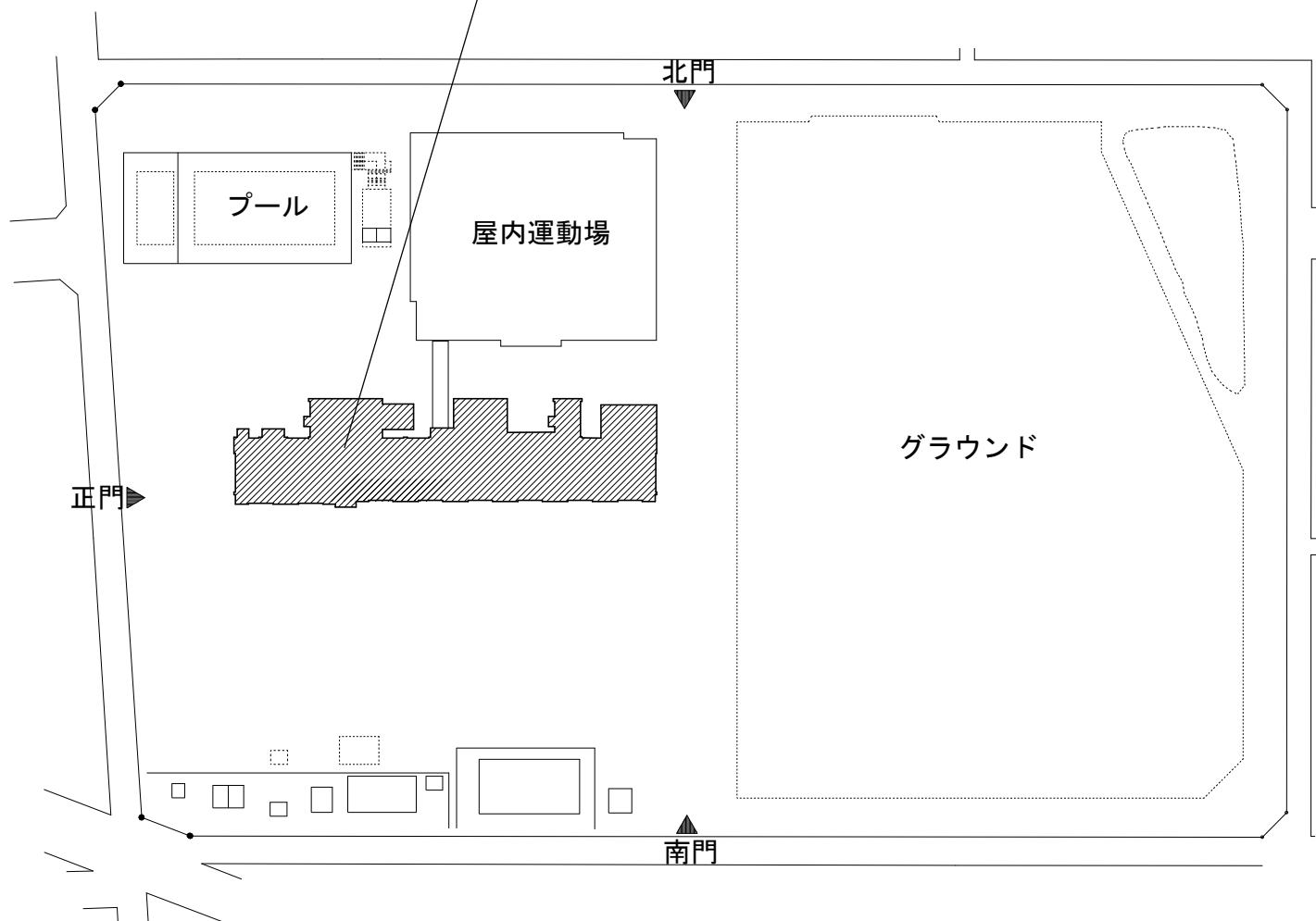
面積 延べ面積 3,696㎡

工事場所：熊谷市佐谷田1030番地  
熊谷市立佐谷田小学校

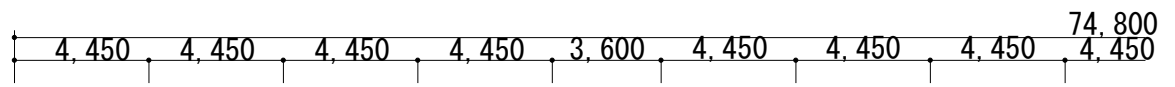


# 案内図

工事対象建物：教室棟

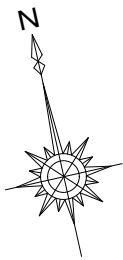


配置図 縮尺：1/1400



■ : 工事対象外

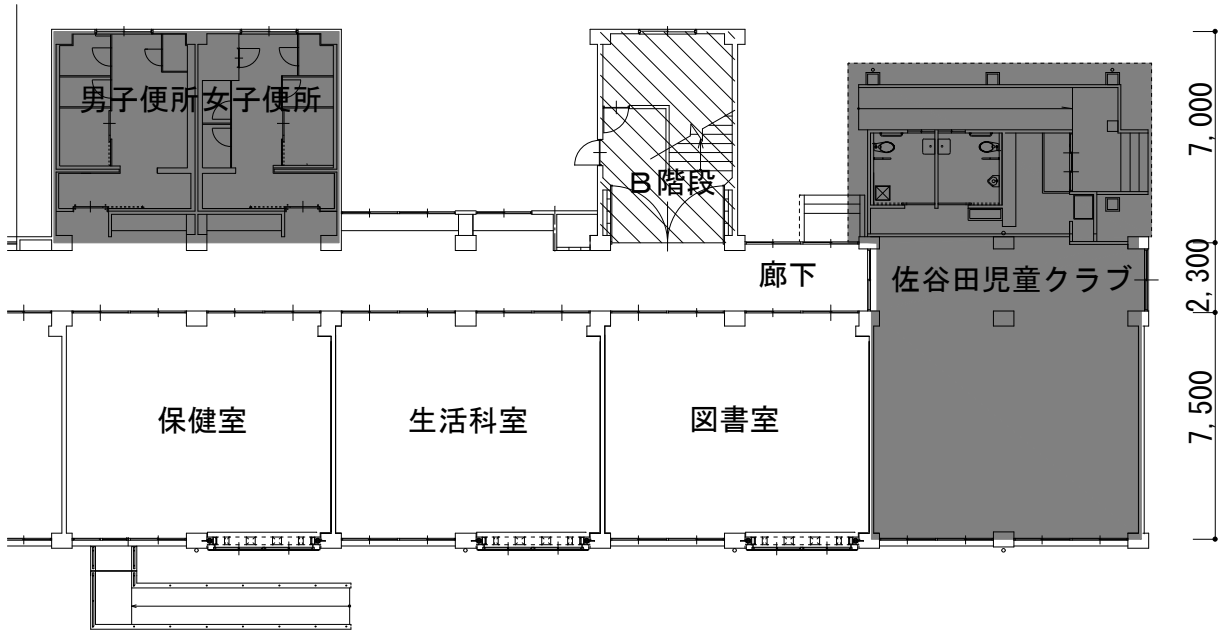
▨ : 2期工事

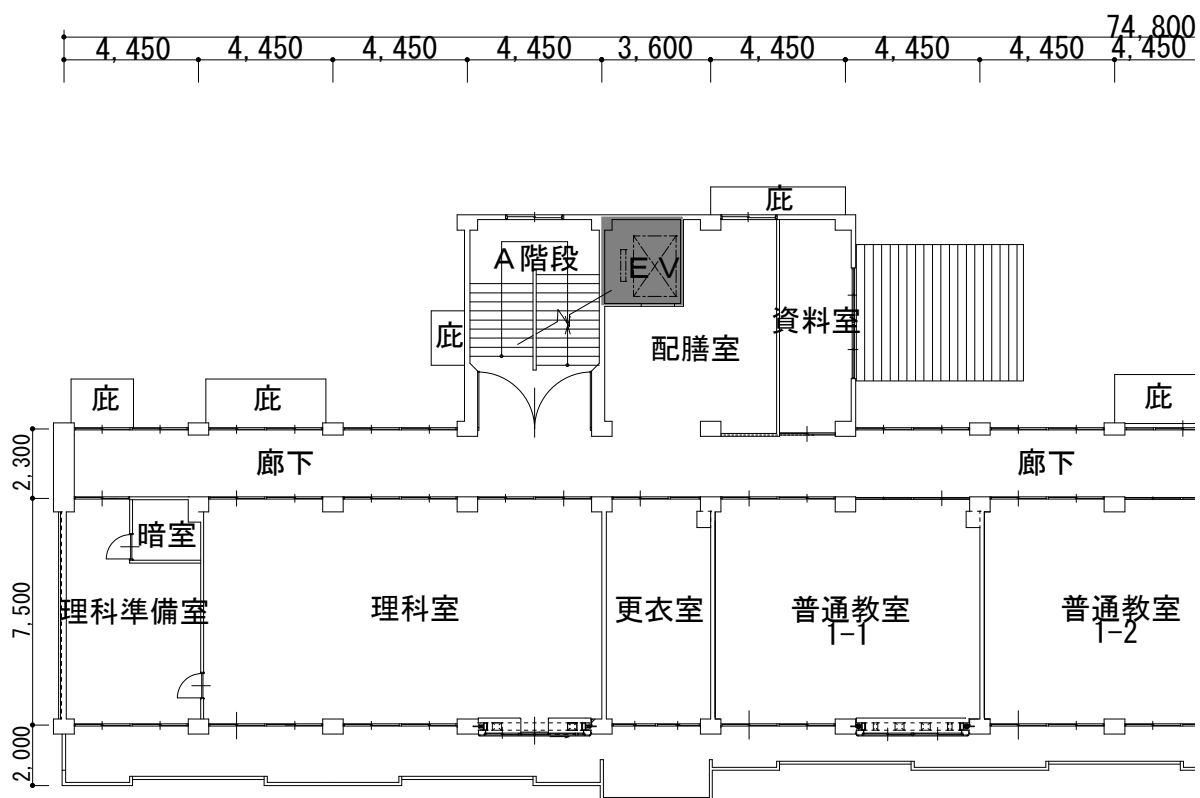


平面図 縮尺 : 1/250

1階

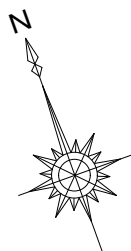
4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450





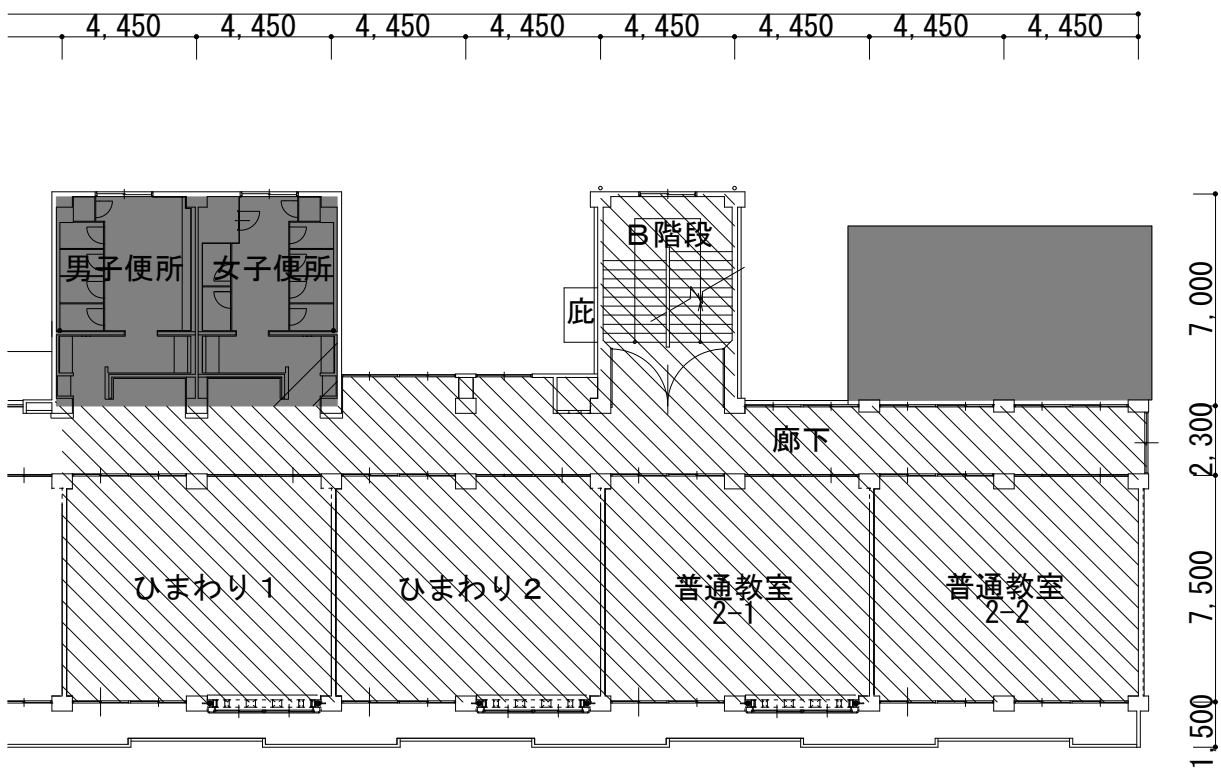
■ : 工事対象外

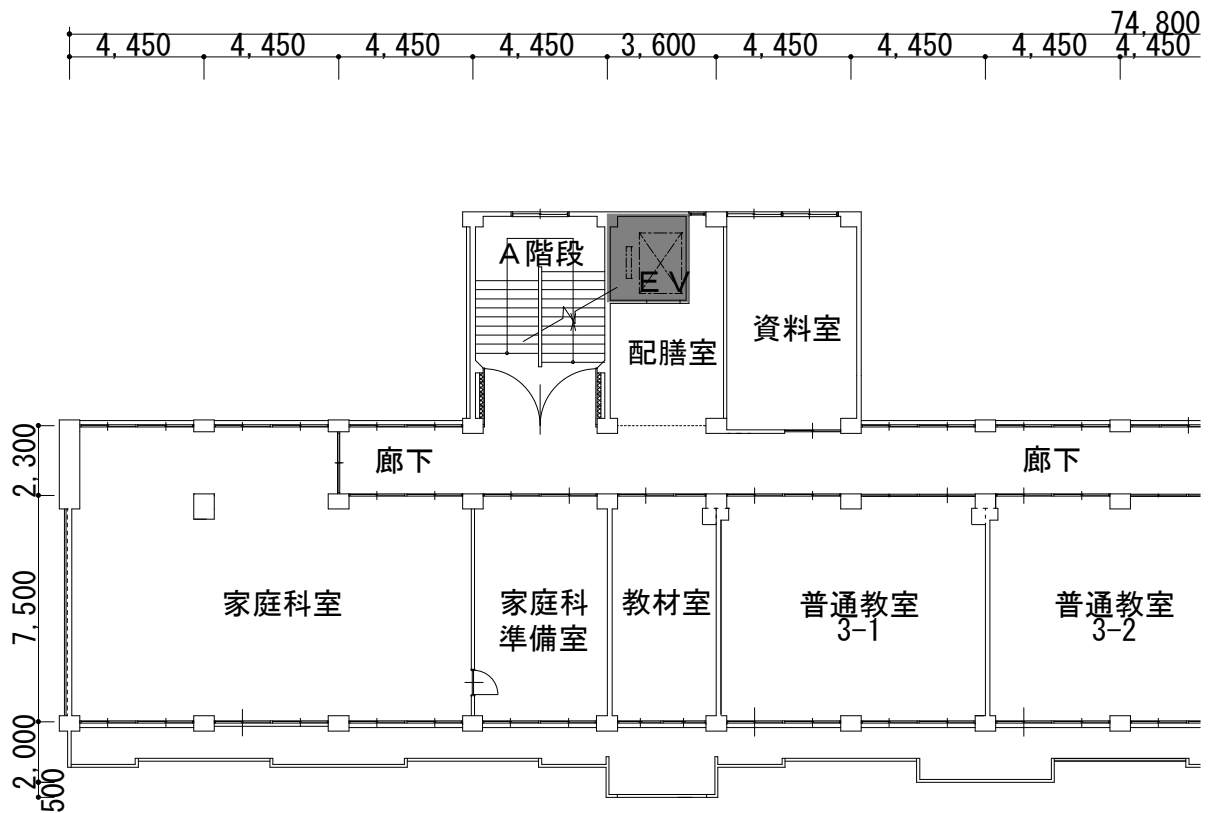
▨ : 2期工事



平面図 縮尺 : 1/250

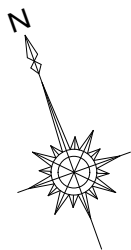
2階





■ : 工事対象外

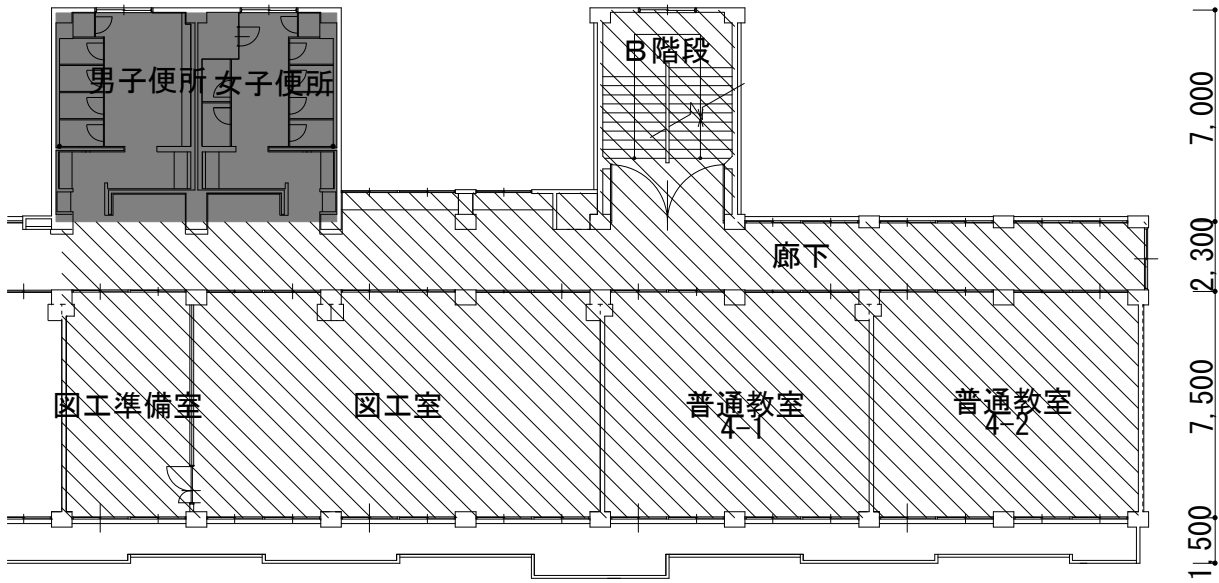
▨ : 2期工事

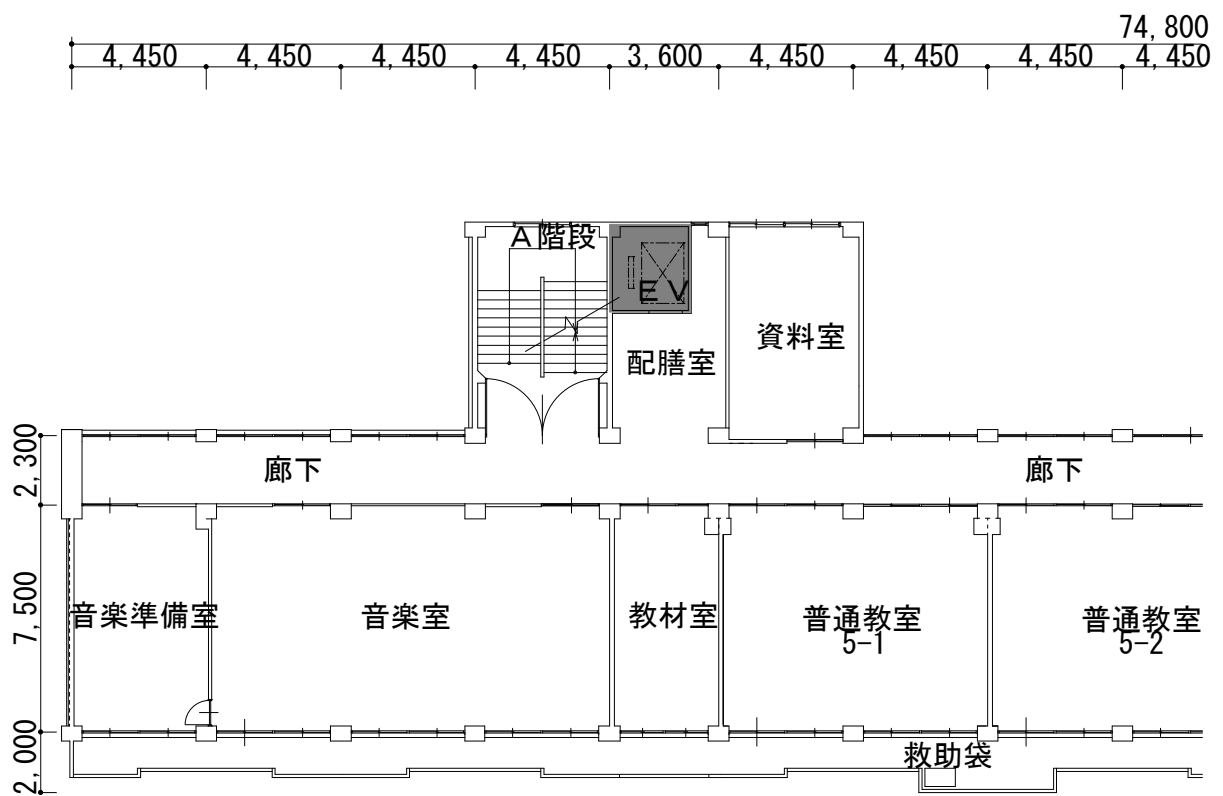


平面図 縮尺 : 1/250

3階

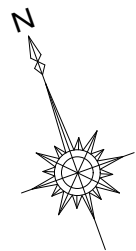
4.450 4.450 4.450 4.450 4.450 4.450 4.450 4.450





■ : 工事対象外

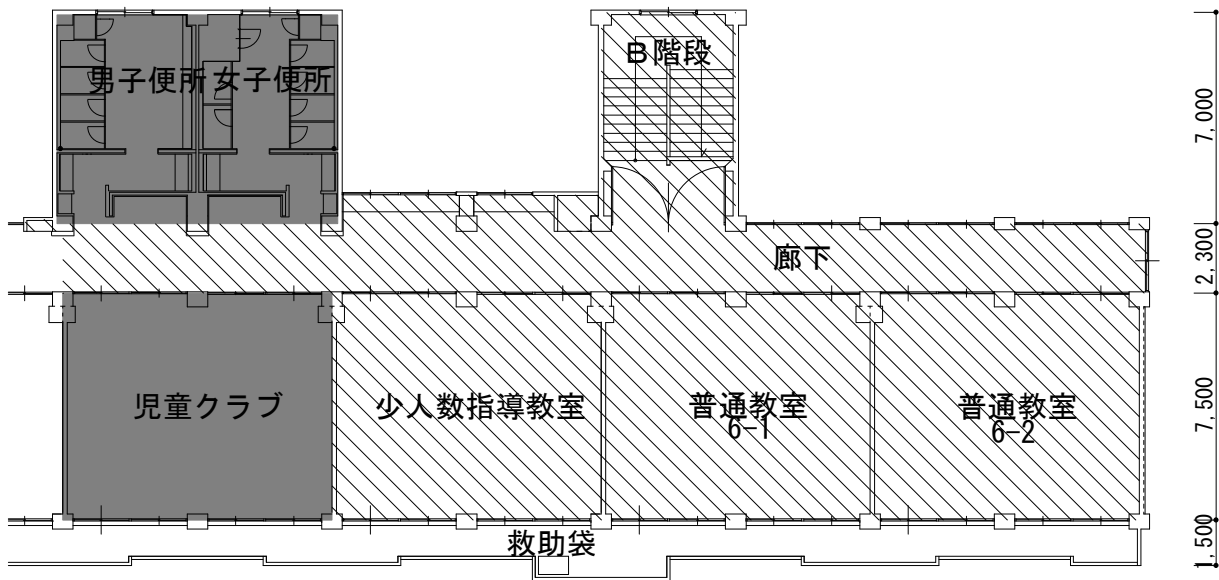
▨ : 2期工事



平面図 縮尺 : 1/250

4階

4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450





籠原南三丁目地内公共施設用地（取得予定地）

位置図



議案第50号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名		災害対応特殊救急自動車		
納 入 場 所		熊谷市消防本部		
入 札 年 月 日		令和8年5月19日		
入 札 対 象 額		予 定 価 格	—	
23,800,000 円		23,800,000 円	—	
うち消費税等の額		入 札 書 比 較 価 格	—	
2,163,636 円		21,636,364 円	—	
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	埼玉トヨタ自動車(株)熊谷店	18,270,000 円	1	落札
2	埼玉日産自動車(株)熊谷店	辞退		
3	(株)日産サテオ埼玉北	19,260,000	3	
4	日産プリンス埼玉販売(株)法人営業部	18,970,000	2	
5	(株)モリタ東京支店	辞退		
6	(株)ベルリング千葉営業所	辞退		
7	長野ポンプ(株)東京営業所	辞退		
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
埼玉トヨタ自動車(株)熊谷店	18,270,000 円	1,827,000 円	20,097,000 円

議案第51号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名		高度救命処置用資機材等		
納 入 場 所		熊谷市消防本部		
入 札 年 月 日		令和8年5月19日		
入 札 対 象 額		予 定 価 格	—	
23,800,000 円		23,800,000 円	—	
うち消費税等の額		入 札 書 比 較 価 格	—	
2,163,636 円		21,636,364 円	—	
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	(株)サイボウ	辞退	円	
2	日本船舶薬品(株)関東営業所	20,000,000	1	落札
3	エイバン商事(株)	21,000,000	2	
4	(株)高橋医科器械店	辞退		
5	(株)栗原医療器械店熊谷オフィス	辞退		
6	埼玉消防機械(株)	辞退		
7	(株)ベルリング千葉営業所	辞退		
8				
9				
10				

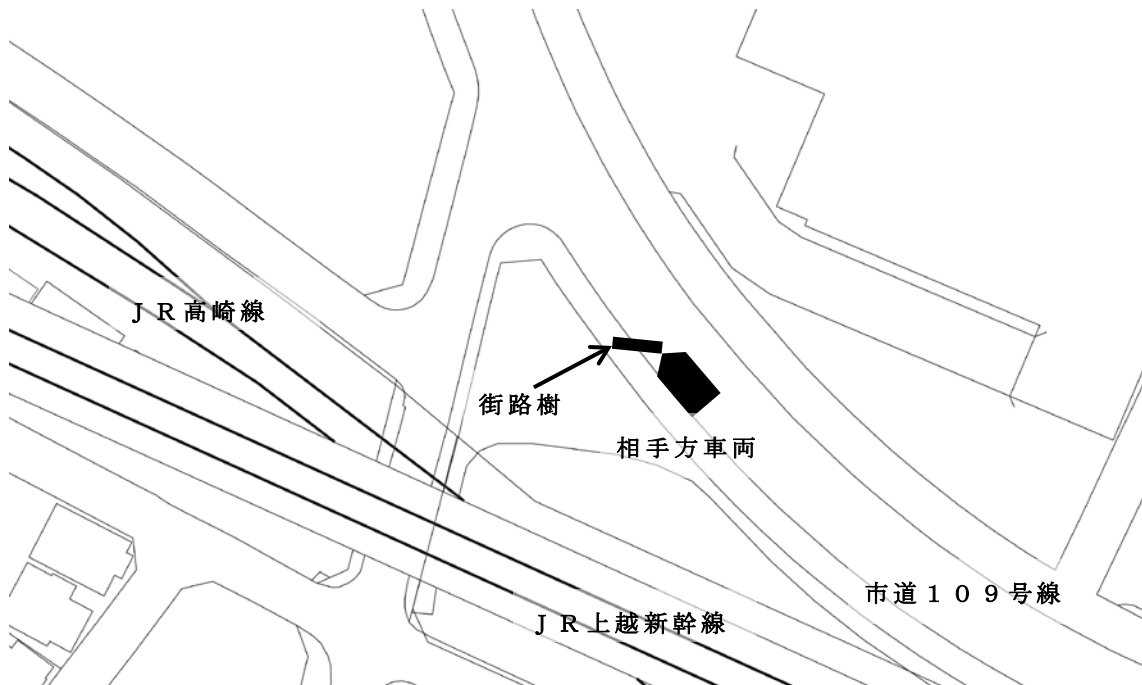
落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
日本船舶薬品(株)関東営業所	20,000,000 円	2,000,000 円	22,000,000 円

議案第52号の参考資料 損害賠償の額の決定及び和解について

位置図

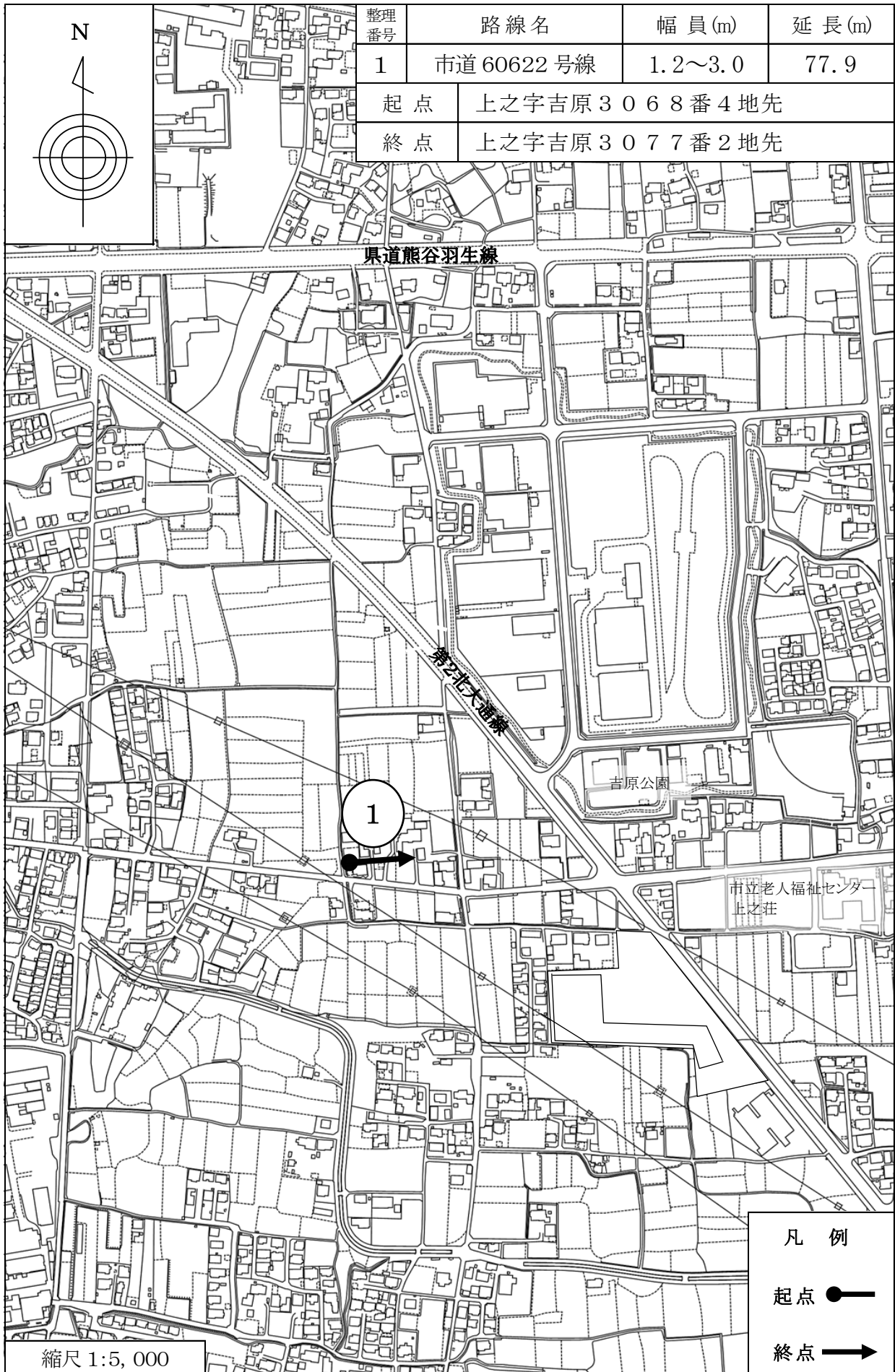


拡大図



## 認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 60622 号線	廃止する市道60088号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため



## 廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 60088 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道 80294 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

